

セッション1：主催団体、労働組合を中心とした運動の総括、院内闘争の総括

【司会】 「大学界の眞の改革を求めて」のシンポジウムを開始します。午前中の司会を務める北海道大学の辻下と申します。よろしくお願ひします。

最初に、このシンポジウムを企画された豊島さんに、そのいきさつと同時に全体の挨拶をしていただきます。よろしくお願ひします。

開会挨拶

【豊島】 皆さん、おはようございます。本日はたくさんお集まりいただきましてありがとうございます。きょうは長時間になりますが、最後までよろしくお願ひいたします。

はじめに、このシンポジウムを持とうと思ったいきさつです。最終盤ではありましたるが、独法化阻止運動が大変幅広い広がりを見せました。確かに敗北は敗北なんですが、転んでもタダで起きてはいけないわでですし、いろいろな財産が生まれていると思いますので、それを確認して、今後の大学界の発展を考えたいということで呼びかけたところ、いろいろな団体の方に賛同していただき、このような会を持つことができました。どうもありがとうございました。

このシンポジウムは、いわば国際シンポジウムです。いろいろな方をご紹介しないといけないのですが、今日は外国からの参加者がいらっしゃるということで、特にお二人の先生をご紹介します。韓国教授組合のパク（朴）先生です。（拍手）。同じくソン（宋）先生です。（拍手）。わざわざ遠方からありがとうございました。とは言っても、九州とはあまり変わらない距離ですが。

あまりにも詰め込みすぎたきらいがあって、お願ひした皆さんには短い時間しかお話しいただけないので大変申し訳なく思っています。それでは早速、私の報告なし意見を、始めさせていただきます。

豊島耕一（佐賀大学）

事態の深刻さ

レジュメの「国立大学行法化 なぜ敗北したか、どう巻き返すか」は、私の個人名で出しています。国立大学独法化阻止全国ネットワークは2年前の5月に発足したもので、大学関係者に限らず、一般市民も含めたもので、活動をしてきました。きょうは、その代表としてではなく、世話人会で話し合ったわけではなく、私個人の意見ということで発表したいと思います。

いかに深刻な事態であるかを、まず認識することが重要だろうと思います。法案は通ったけれども満身創痍であるとか、そういうことで成果もあるんでしょうが、大変な後退であることは間違いないので、その深刻さを認識することが重要だと思います。これは戦前にもなかった制度だと国会で追及されたように、戦前への回帰どころではない大変な深刻さだと思います。

辺見庸氏が「自明性の崩壊」という言葉を使っています。その言葉を借りれば、大学の自治という自明性が崩壊してしまったのです。しかし、残念ながら大学関係者による抵抗が非常に少なかったことを考えると、「大学の自治」が言葉だけのものになっていたのかもしれません。つまり、これから創造していくかなければならぬものであると考えざるを得ないかもしれません。

それから、文部科学省はどういう省庁であるかがこれで明白になったということで、私はあえて「反体制勢力」という言葉を使いたいと思います。現行憲法と教育基本法に真っ向から挑戦する制度を推進したわけですから。もはや何の幻想も持つこともできないことは明らかだと思います。

独法化反対運動について

反対運動は活発だったものの阻止できなかつたし、マスコミが取り上げるほどにもならなかつたということで、その原因をいろいろ考えてみました。

1番目に、この制度が、教育基本法あるいは憲法に違反するものであるという、重大さの認識が浅かったことがあるのではないかと思います。このことが大々的に言われるようになったのはごく最後の数ヶ月間です。

また、大多数の教職員の認識は、「国立であれば、政府の指導を受けるのは当然」で、しかも、「政府は民主的に成立したもの。その政府の言うことを聞くの

は当然」という、非常に素朴な民主主義制度の理解によるものでした。これらが大多数の教職員の認識ではなかったかと思います。

2番目としては、法人化というのに惑わされてしまったということです。「法人化は必要であると思いませんか」と言われると「そうですね」というような論理にはまってしまったことがあります、これに対する専門家の批判的な言説が少なかったのではないかと考えられます。

3番目としては、反対運動の中でもいろいろな問題があると思いますが、相互批判が少ない傾向がありました。きょうも全大教からメッセージをもらいました。もらしながら全大教に批判的な事をわたしは言っていますが、全大教がどの程度本気で阻止する気概があったのかが疑問で、そこが問題です。相互に批判して、もし阻止できない、無理だ、条件闘争で行くと認識したのであれば、それを正直に言うべきではなかったかと思います。

4番目としては、大学関係側の心理的な要因を、レジュメの(二)、(ホ)と2つ挙げています。中期的に見ますと、教養部解体が5年ほど前にありましたが、これに対して批判らしい批判は出てきませんでした。科学者団体からも全大教からもなかったということで、スムーズにというか、ほとんど無抵抗で行われたことが今回の下地になったのではないかと考えています。

5番目としては、最近よく言われことですが、大学の教育機能が十分ではありません。国民からの支持がなかなか得られないとか、あるいは、そういうことを官庁に指摘されるとなかなかそれに反論することができないとか、そういう背景もあったのではないかと思います。

運動の成果

しかしながら、この運動にはそれなりの成果がありました。会期内の成立は阻止され、国会審議で本質的な問題点が明らかになったと思います。大学の自治あるいは教育の問題があまり真剣に考えられなかったと最初に言いましたが、それが国会審議の中で真正面に出てきたわけです。大学関係者の中では単なる言葉だけのお題目のようにみなされていたものが、国会審議の中で復活したのは大変な成果だと思います。それと同時に、いろいろな団体あるいは個人の運動が出てき

て、ネットワークがつくられたことも大きな成果ではないかと思います。

今後の運動

今後の運動です。差し当たって、まさに今進行している中期目標、中期計画の問題が大学の中ではあるのですが、これに対して、いかにそれを無害なものにする、むしろその中に積極的なものを盛り込んでいくことが重要です。ところが、なかなかそうなってはいません。私の所属している佐賀大学理工学部の教授会に関する限り、無気力感が支配しています。8月ごろの案では、教授会の位置付けが明確に書かれていたのですが、数日前に教授会に出てきた案によると、驚くべきことに、教授会が「下々の意見」になってしまっているのです。つまり、「教授会の民意を汲み取る」とか、そういう表現になってしまっています。驚いてしまったのですが、そういう中期目標の原案を作ることになっています。それをいかにまともなものにと言いますか、これも非常に矛盾したことではあります、中期目標は結局、文部大臣の命令になるわけだから、それを下書きするということは非常に矛盾した行動といえます。

もう1つ、私が言いたいのは憲法違反制度であり、教育基本法違反の制度であるということであれば、法的対抗措置を具体的な局面局面で取ることが必要ではないでしょうか。つまり違憲訴訟とか、そういうことをきちんとやることが大事ではないかと思います。

大学の教育力の問題についても触れましたけれども、これはわれわれ反対の組織だけに負える問題では決してありません。新しい組織が必要ではないかと思います。大学当局限せてもいけないし、国大協任せてもいけないということで、そういうことが必要ではないかと思います。

おわりに

最後に、教育基本法改悪反対運動が大変重要です。教育基本法で教育の目的に変更が加わるようになってしまい、例えばそこに国家主義的な要素が入れられるすると、それが大学法人法による強制力によって、大学にまでそれが強制されるという、大変なことになります。ですから教育基本法改悪反対運動との連携が非常に重要ではないかと思います。

以上、大体10分ぐらい述べました。どうもありがとうございました。

【司会】 意見等は最後に時間があればということで、進めさせていただきたいと思います。

きょうは国会議員の石井先生と櫻井先生に来ていただいている。まず石井先生に15分ほどお願いしたいと思います。(編集者註: 司会に変更が伝わっていない。)

林 紀子氏(共産党参議院議員)

【林】 皆さん、おはようございます。ご紹介のように、きょうは国会から日本共産党の衆議院議員の石井郁子議員が来る予定でした。が、実はご存じのとおり、いつ解散になるかわからない状況になっていて、石井郁子議員は日本共産党の、国会の中での文教部会長で、党全体の副委員長という立場でもあって、全国を駆け回らなければいけない状況です。きょうは、私、参議院の文教科学委員会で理事という役目も果たしていたので、そのことも含めて、参議院の林紀子からご挨拶をさせていただけたらと思います。

国会経過報告

今、お話がありましたように、もう皆さんよくご存じですが、4月3日に衆議院では国立大学法人法は審議入りをしたわけです。文部科学省の勝手な予測によると、5月中旬にはもう国会を通してしまって一覧表まで出来ていたわけです。しかし、あにはからんや、5月23日になって衆議院を通過して、参議院での闘いがそこから始まるという状況になって、文部科学省の思惑を大いに越えて、7月9日、残念ながらこれは通されてしまいましたけれども、ここで採決ということになりました。

私たち日本共産党は、この法案が国会に提出される前に、昨年の話ですけれども、2月から9ヶ月間にわたって、全国17の国立大学を訪問して、学長さんをはじめ、執行部の方々、労働組合のあるところは労働組合の皆さん、有志の教職員の皆さんも含めて懇談を重ねてきました。

17という数は全国の国立大学から比べたらまだ少数ですが、ずっと全国を回った中で感じたことは、今お話しもありましたが、学長さんをはじめ、執行部の方

たちはもう、法人化されてしまうのはやむを得ないことなんだ、既成の事実なんだという雰囲気だったわけです。ただただ忙しさに追いまくられないと、そういう話が主になりました。

しかし、学長先生の中にも、いや、勇気を持って国大協で発言をしたけれども、なかなか自分の発言がしみ通っていないかというんですか、浮いてしまうような感じで、なかなかその反応もはかばかしくないと、そういうお話を聞いていたわけです。

私たちは「いや、これは大変だ」という思いを本当にしていたわけです。この法案が上程される前でも、国会の中では意識的に、この国立大学法人化の問題について、衆議院でも参議院でも一般質問で取り上げることになるわけですが、取り上げて頑張ってきました。

きょう欠席した石井郁子衆議院議員などは既に、昨年の秋の段階でしたが、中期目標を文部省が細かく指示しているということで、それはおかしいのではないかということをいち早く追及しました。この追及が今度の法案の審議に当たって、午後の部で民主党の櫻井議員もおいでいただくということですが、参議院の場ではまだ法案が提出されていない状況の下で、既に準備が進められています。このおかしさがクローズアップされて、国会無視ではないかということで止まる状況になったわけです。文部科学省は昨年秋に、日本共産党の石井議員がこの点を追及したことを、参議院の理事会の中で明らかにしました。石井議員に、既に昨年秋の段階で追及されたにもかかわらず、文部科学省はそれをずっと続けていたのです。私も理事の立場として、もう二重におかしいではないか、ひどいではないかということを迫って、文部科学大臣が公式に謝罪するところまでいきました。

総務省の最終チェックについて

さらに総務省が評価をする。そのことについては覚えていたと思うのですが、文部科学省は、それまでの経過の説明の中で、ひと言も言っていなかったわけです。昨年春の通常国会で、文部科学省が評価をするだけではなくて、総務省まで最終的にはチェックをする。そういうことは独立行政法人の枠内の改革ではないかということを盛んにわたしは言いましたが、まさに普通の、と言いますか、今まで先行に行われた独立行政法人のその大きな枠内ではないかということを追

及しました。

ところがそのときは、私の手元にはこれしか材料がありませんでした。だから、工藤高等局長などに「いや、そんなことを言われましても、大したことはありません、大丈夫でございます」と、ひと言で片づけられてしまいました。しかし、今度の法案審議の中ではこの問題が大きくクローズアップされました。総務省も呼んで追及をすることになりました。そのときは皆さま方からもいろいろな問題点を指摘しながら材料も寄せていただいたことから、この追及はさらに深まったということがあると思います。このことから、この法律を国会の中で論議するに当たっては、国会の中と、それから国会の外、大学の現場の皆さんたちと、また運動団体の皆さんたちと、きちんと手を携えてやっていくことがひとつの大きな力になるということをまさに実感したところです。

そして、総務省の最終的なチェックについては、再編、統合問題にまで踏み込んで総務省が言うこともあるという状況が出ていましたけれども、これは質問の中で、再編、統合などは強制しない。中期目標、中期計画にもこういうことは書き込ませることはしないことを、はっきり答弁させたわけです。これは、これから手がかり、足がかりになるひとつの成果ではないかと思います。

今、なかなか盛り上がらないという話がありました。法律が上程されて、その中身を見たら、やはり大変な法律ではないかということで、全国の大学人の皆さんのが怒りが燃え上がったのではないかと思うわけです。それこそ、いろいろなネットワークや会を立ち上げて、皆さま方が、いよいよ国会の中にもその状況を持ち込んでくださいり、私たちにも材料を大いに提供していただきました。

労働安全衛生法

私は参議院の場で、衆議院の論議の続きとして、労働安全衛生法がきちんと守られない状況ではないかと追及しています。労働安全衛生法が守られないと違法の状態で国立大学法人になっていきます。衆議院の場では、このような状況になったら凍結すべきだというところで、もう採決されてしまって、そこでちゃんと切られてしまいました。わたしは東大工学部も2日前に見せていただきましたが、その状況を見て、労働安全

衛生法に沿った形で安全を確保していくのは、時期的にも経済的にも無理ではないかということを、最初の質問で実例を挙げて追及しました。

この問題は今後の闘いにかかっていると思います。それに対して、306億円の予算をつけて、ちゃんと大丈夫なようにする、違法状態はなくしていくと答弁されたわけですけれども、それが本当に守られるのか、4月から本当にそうなるのかは、まさに現場の皆さま方の闘いにかかっているのではないかと思います。

このように国会の審議を一段大きく盛り上げた、傍聴の方々が、私も今まで経験したことがないほど審議の場を埋め尽くしてくださいました。日を追うごとに、どんどんたくさんになっています。国会前で座り込みまでしていただきました。そしてファクスやメールを繰々と寄せていただきました。この寄せていただいたものは、今でも私の机の上に、うず高く積んであります。

皆さんの活動にある国会を動かす力

今までも、大きな運動をしながら国会の中と外で論議をしてきた問題はたくさんありますが、このような状況は初めての経験でした。皆さま方のファクスやメールやいろいろな声は、私たち日本共産党という野党に寄せていただいただけではなくて、与野党にも同じように寄せていただいたと思います。傍聴とあいまって、それが与党に対しても大きな影響があったと思います。このような状況になれば、参議院の場では、委員会の運営をむちゃくちゃに、まさに力づくで、「ここで審議はおしまいです」などということはできません。野党の言い分も一応耳を傾けて、納得いく形で進めざるを得ないということで、結局、7月4日まで質疑を続けさせることができました。

また、中期目標、中期計画は学問の自由を侵す、大学の自治を侵す重大性についても国会の中でもっと突っ込みたかった部分ですが、これについてもきちんと論議をすることができ、「大学が作った中期目標、中期計画は最大限に尊重します。圧力はかけません」と大臣は答弁せざるを得なかったわけです。それを実現させていくのが現場の皆さま方のお力だと思いますし、評価の問題についてもいろいろありますが、透明性は確保するとも答弁しました。

学長の専制体制ほか

学長の専制体制というお話をしました。しかしこれも「学長の選出は、どのような規定にするかは大学に任されています」。公式的にはこういう答弁をしています。先ほど佐賀大学の教授会の例をお聞きしましたけれども、「教授会については、細かく決めていない。大学で自主的に決めることができる」。これも公式答弁です。しかし、それは力関係によって、その教授会がどういう形にされてしまうかというはあるわけで、これまた現場の皆さま方の大いなる力の発揮のしどころではないかと思います。

財政問題の追及は、残念ながら不十分なままで審議が打ち切られてしまいました。非公務員化についても突如出てきたわけですから、大きな論議になって、この法律の組み立てそのものが間違っているのではないかという論議までありました。非公務員化で教特法の適用はされないということで、ここでも学問の自由の保証がされないということに、形としてはなるわけですが、これも今後の闘いの中で、ぜひ一緒に守っていきたいと思います。国会ではこういう形で法案は通ってしまったわけですが、来年4月に実際に移行するときにどういう問題が発生しているかも含めて、皆さま方の現場の声をまた国会に寄せていただきたい、まがりなりにもこういうように、きちんと答弁をしたところがどうなっているのかも含めて、これからもご一緒に手を携えて頑張っていかなくてはいけないと思っています。皆さま方の声を、今まで同様、国会に寄せていただきたいと思っています。

そして皆さま方の声を、野党である日本共産党に寄せていただいただけではなくて、ほかの野党にもどんどん働きかけていただいたのが、今度の大きな闘いの一つの力になったというのは、私も理事という立場で、いつも民主党の野党の理事さんと歩調をそろえなくてはいけない、一緒に声を挙げないと、なかなか理事会の中でも与党は譲っていません。その中で、どうやって一緒に歩調をそろえるかを苦労しながら、しかし皆さま方の働きかけがここで生きているということを実感しながらやってきました。この働きかけも、今後もぜひお願いしたいと思います。

教育基本法改悪は絶対に許さない

最後に教育基本法の問題です。教育内容には介入してはならない。しかし教育環境は整えていかなければ

ならない。そういう教育基本法十条を国立大学の法人化はまさに踏み破ったのではないかと思います。財政をどんどん削減していく意図をあらわにしながら、しかし中期目標、中期計画に表れているように、文部科学大臣が、そういうものまで決めてしまうのです。そういう意味では、今度の通常国会はこの基本法が大きな闘いの焦点になると思います。きのう、小泉首相は所信表明をしました。1行ですが、教育基本法の見直しについては、国民的な議論を踏まえ精力的に取り組んでいくと宣言しました。文部科学大臣になった河村健夫氏は、自民党の中でも教育基本法を先頭に立って推し進めようと今までやってきた人です。そういう形では、まさに教育基本法をシフトであると私たちを受け止めています。この教育基本法をなんとしても守り抜いていく。そのことを含めて、今まで闘ったように、ご一緒に闘いを大きく発展させて、憲法改悪にもつながるこの問題は絶対に許さないという立場で奮闘したいと思います。長くなってしましましたが、報告と決意を込めて、私の発言を終わらせていただきます。（拍手）

【司会】 どうもありがとうございました。それから、社民党の山内議員の秘書の方が来ていらっしゃいますので、メッセージを読んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

広瀬勝芳氏（山内恵子議員秘書）

【広瀬】 皆さん、こんにちは。社会民主党の衆議院議員山内恵子の秘書の広瀬と申します。今、林先生がおっしゃったように、山内は衆議院で選挙を控えています。実は私も選挙現場に入らなければいけない予定だったものですから、豊島先生に連絡して、どうも失礼せざるを得ないということで辞退したのですが、このシンポジウムは大変大事なものだということは、山内も十分認識していて、急きょメッセージを書いてお送りしておいたのですが、きょう、たまたま参加してほしいということで、地元入りをキャンセルして伺った次第です。山内は失礼しますが、先にシンポジウムに対してメッセージをお送りさせていただいている

で、それを代読させていただいて、発言に代えさせていただきたいと思います。

山内惠子氏（社民党衆議院議員）メッセージ

多分野連携シンポジウム「大学界の真の改革を求めて」の開催に心から共感し、ご挨拶を申し上げます。

ご承知のように、先の第156国会で、国立大学法人化法案は3与党の賛成多数で可決、成立しました。ここでも数の力がものをいいました。同法案の審査に際しましては、豊島耕一先生をはじめ、きょうここにお集まりの多くの方々からご助言、ご助力いただきました。ありがとうございました。

私は、次に述べるような観点から、同法案に反対しました。

第一 法案は、どなたかが言われたように「文部科学省による文部科学省のための法案」です。

法案の趣旨のとおり「わが国の高等教育及び学術水準の向上と均衡ある発展」を図ろうとしようとすれば、大学の教職員、学生はもとより、保護者や地域社会の方々の声にも耳を傾け、21世紀の学術研究のあり方についてもっと広く議論を深めるべきです。ところが、そういう議論はほとんど欠落しているため、従って日本の将来の大学像、学術研究の姿が明確に示されず、文部科学省の支配力強化だけが目立っています。

第二 法案審査の中で、山岸参考人は「最大の問題は大学の中期目標を大臣が定めることだ」と指摘されました。文科大臣が任命する学長の権限を強化し、大学評価委員会で一元的に大学を評価する。そこには、各大学が文部科学省の顔色を伺いながら、少ない予算を奪い合うという構図が透けて見えてきます。これでは独創的な研究を自由に競い合うという大学像は生まれるはずがありません。

また、大学評価委員会の設置は、もともと文部科学省から独立していた公立大学や私立大学にも少なからず悪影響を与えるおかないことも指摘しました。

第三 学問の自由と大学の自治は、本来、多様な価値観の存在を前提に考えられています。さまざま

な研究の存在と自由な討論と競争がより良い人類の未来を切り開くという考え方に基づいています。ですから、大学のあるべき姿として「富士山型でなくハケ岳型がいい」といわれる所以です。

各大学の学長が文部科学省のモノサシに合わせてうまく運営すれば、評価されるし予算も配分されるというのでは、学問の自由が保障されたことにはなりませんし、さまざまな独創が競い合うという大学が生まれるとはとうてい考えられません。むしろそういう道を閉ざすことになります。

第四 2004年4月の大学の法人への移行は、移行のためにかかる費用や移行後の経費が示されていません。法人化はしたものの、財政支出はかえって増えた、研究費が削減された、というのでは何のための改革か、となりかねません。

私は、今回の法案の成立は余りにも拙速に過ぎると思います。最初に言いましたように、大学教育や学術研究のあり方は、多額の税支出を伴っている以上、当事者のみならず広く国民のあいだで議論を深める必要を感じています。ですから、今回の法案は早晚かならず行き詰まると思っています。

今日のシンポジウムを通して、今後の日本の高等教育のあり方や大学の未来像が展望されることを期待して止みません。

衆議院議員 山内惠子

【広瀬】 どうもありがとうございました。（拍手）

国会の審議を見ていて、先ほどの林先生や豊島先生のご報告にも重なりますが、大学法人化法案に限らず、国会の審議、議論と大学当事者の間に、ある種の意識の壁、認識の溝のようなものがあると感じます。この問題に限らず、国会議員と国民との間にも意識のズレがあると感じます。

少し立ち入ったことを申しますと、大学の先生方と大学の当事者の方々と社会との間にあるこの問題に対する意識のズレ、ギャップみたいなものは、もう少し意識して、問題点を整理しながら、全体の運動をしっかりとと考えていかないと、当事者だけではなかなか難しいと思います。先ほど言いましたように、国会では数の力で決まることが多いので、先が見えています。言葉は悪いのですが、文科省が議員にちょっとタ力を

くくったような答弁をするときがあり、われわれ少数野党は非常に悔しい思いをすることがあります。その壁をどう乗り越えていくかが大事な問題ではないかと考えています。

それと、林先生のご指摘にありましたように、社民党も教育基本法をテーブルに乗せるなと言っているわけですが、この国立大法人化法にとどまらず、憲法調査会とも連動していることは見え見えです。教基法が改正されれば、学問の自由どころでなくなると思います。ですから、思想・信条の自由、国民主権など、憲法にかかわる問題も教基法も国立大法人化法も連動した問題で、いわば前哨戦みたいなものと私は位置付けています。そういう意味で、今日のシンポジウムのテーマである今後の大学像を求める活動も皆さんと力を合わせて、今後も議論を深めたり、戦いと一緒にしたりできたらと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。（拍手）

【司会】 どうもありがとうございました。全大教からも実はメッセージが来ています。長文なので、後ほど皆さんにお配りすると思いますが、取りあえず5部ありますので、回し読みという形でお願いします。

労働組合などを中心にした運動の総括、院内闘争の総括

【司会】 続きまして、大学側のいろいろな取り組み、特に午前中は労働組合を中心とした運動の総括、院内闘争の総括ということになっていますので、そういう取り組みを各団体に話していただきます。

それでは、一番最初から取り組まれていた首都圏ネット、最近は新首都圏ネットに改組しましたが、15分ほどお願いしたいと思います。

小沢 氏（新首都圏ネット）

【小沢】 （校正未了）

【司会】 どうもありがとうございました。次に、アピールの会のお話ををお願いします。池内先生は、独立行政法人化問題に、初期からずっと取りくんでこられていますが、今年の初頭に新たなアピールをまとめ署

名運動を展開されています。

池内 氏（アピールの会）

【池内】 （校正未了）

【司会】 次は「意見広告の会」にお願いします。意見広告という目に見える目標によって独法化反対の動きが国立大学社会の中で盛り上がりしました。よろしくお願いします。

野村剛氏（意見広告の会）

【野村】 「意見広告の会」の野村です。資料を2枚用意しています。このまま回していただくようお願いします。ご迷惑をおかけします。

「意見広告の会」は本年4月の始まりに出発して、ごく短期間の活動でしたが、国会とは別の現場にいたという感じがするので、分析それから今後の方向性についてお話をします。

ご存じの方も多いと思いますが、この会がどういう活動をしてきたかを話します。新聞を用意しています。数が多いもの、少ないものもあるので、すぐにお配りするわけにはいかないということで、十分承知の方もいらっしゃるでしょうから、あとであちらのほうに置いておきますので、欲しい、見たいと思われる方は、どうぞ部数のある限り持っていってくださいければと思います。

『朝日新聞』（4月23、24日）への掲載

「意見広告の会」が最初にやった活動は、4月23、24日の『朝日新聞』の意見広告です。意見広告と言しながら意見はあまり載っていません。人の名前だけがずらっと載っているものです。その前に、イラク反戦の意見広告が出て、人の名前がずらっと載っていたことがありました。そういう形でないと、意見広告はお金がかかるためです。お金が集まりきらないので、自分の名前で、例えばイラクの場合だと、反戦の意思を示したいということです。この場合だと、国立大学法人法案廃案の自分の意見を載せる形で示したいという

ことで、意見広告を載せようではないかということで、初めこういう形で広告を示しました。

その理由の1つには、1回こういう形で意見広告が載れば、あとはマスコミ、大学の現場などで、自動的に事柄が展開するだろうという少し甘い見通しがあったからです。

これを2回やりました。2回目は、1回目の全くの続きです。1回、2回と、なんとかゴールデンウイークまでに私たちの活動は終わりになって、あとはうまく話が進んでくれるだろうという見通しでした。しかし全然内容がわからないではないかというご批判もいただいたので、2回目は、なぜ反対するかという論拠を3つほど挙げてその理由を示しましたが、基本のやり方は同じです。

マスコミ動かず、『読売新聞』（6月10日）有料広告

ところが、国会の議論が長引くとともに、より強力な形で国民各層に私たちの意見を訴える必要があるのではないかという意見が高まるとともに、期待していたマスコミが、意見広告を出したにもかかわらず、その後全く動きませんでした。賛成か反対かという論議が起これば、まだ議論の余地があるのですが、記事として何も示してくれない状況になって、これではいけないということで、新聞の紙面を借り切って、「有料報道だ」という話があって、ついに全面で派手な広告を出しました。6月10日の『読売新聞』がそうですが、お金が非常にかかるので、名古屋から以東だけで、近畿、中国、四国、九州の方々にはこれを実際に手に取つていただくことができませんでした。ある意味で従来の（意見広告の）形のようなところもあるわけですが、それぞれの人の名前を出すのではなくて、（著名人の「法案」）反対意見も会としての意見も載せてという形での広告でした。

ようやく動き出したマスコミ

それでもだめだったので今度は、『毎日新聞』に同一のタイトルで、しかし中身はより強烈な意見が出るようにな載せていました。これにかかった経費については最終的に会計を用意しています。4回の広告、それ以外にも全く同じ内容で、『日刊現代』にも出しました。

ようやく、週刊誌レベルのマスコミが反応するようになりました。『週刊新潮』に櫻井よしこさんが書いていたのですが、私たちの会の意見を取り入れてくれました。『サンデー毎日』は大学問題、特に受験関係に熱心ですが、「総力特集 大学生き残り 競争の加熱」というタイトルですが、官僚支配がいかに強化されるかという記事を出してくれました。実際には日付よりももっと前に発売されるとはいえ、7月20日号ですから、法案成立の2、3日前という直前に発売されました。東京中日系『東京新聞』にも大きな批判記事が6月段階で載りました。1面全部を使った大きな記事でした。

経費

このようにしてマスコミに取り上げられる状況を作り出した費用ですが、最終的な赤字が100万円ぐらい出ています。その後さらに振込等をいただき、最終的にはすべて支払等は済ませることができました。残念なのは、これを行なうために高額貯金者を募って50万円ずつ出してもらったのですが、それを全額返せると、すべて大衆的な運動によって経費が賄われたということになるわけですが、ある程度返還はできましたが、多少まだ高額貯金者の負担が残っているということです。

こういうことをやっていると、いくらお金があって、いくら支払いができるかということばかりを考える毎日で、中小企業の社長さんの立場がよくわかるような気がしました。今とても自殺者が多いで、一家、従業員の生活を預かる身ともなれば、首もくくりとなる気持ちがよくわかりました。幸い多くの方々の協力で、赤字は解消できるといったところです。

教訓としては、無駄な経費がここまでに多かったということがあります。ここで広告をもう1～2回打てればだいぶ状況が変わっただろうという局面があります。5月から6月にかけて、私たちの準備も足りなかつたというか、主体的にできなかったこともあります。例えば『読売新聞』の場合が一番効果的な広告だったわけですが、東日本、名古屋以東でしか広告を出すことができなかつたので、あと200～300万円あればと、その時はいつも考えていました。

意見広告のノウハウ

今後を考えると、例えば教育基本法の問題がありま

す。イラクの反戦運動は盛り上げましたが、アフターケアはありません。遠くの戦争に反対するのは簡単でした。しかし、自衛隊が出ていって、アメリカからどれだけお金が要求されるかで初めて、イラクの反戦運動の真価が問われるのではないかと感じます。が、そういうときに、無駄な金をこれまで随分使ってきましたのではないかということです。

例えば、私が夏に関西に行ったときに、ラジオでスポット広告が流れていました。テレビのスポット広告は、全国へ15秒のスポットを1日10回流すと1,000万円かかります。ラジオの地方版ではそこまでないと思いますが、ラジオの朝日放送で教育基本法改悪反対というスポットを流していました。それは大阪の教職員組合が広告主でした。しかし私の印象では、いろいろな歌謡曲番組などが流れるとき、「教育基本法」でスポットが10秒か15秒入ると、内容が浮くのです。「わっ、なんだろう?」という感じがして、ここでお金を使うべきではないのではないかという印象を、お金があり余っているなら使えばいいと思いますが、この意見広告に関しては、ここでこういうお金の使い方をしなければ良いのではないかということがありました。

意見広告のノウハウについては、私もだいぶ熟知するようになってきたので、何か事があれば、どうぞ私にご連絡くだされば、できるだけ実務的なお手伝いをしたいと思います。何かの局面で何をなすべきかということがあるので、その辺は十分にお考えになって、私たちも微力ですけれども、有効に運動を展開していくたいと思います。自腹を切ってお金を出して運動はするべきだと私は思います。その意味で、この経験をしたことはよかったです。例えばだれかがやつてくれるとか、組合任せではなくて、自腹を切って行なうことが一番いいことではないかと思います。その意味で今後のことを考えますと、やはりこれだけのことをやって、先ほどイラク反戦のことで言ったアフターケアも何もなしでというのは問題だと思います。そういうことで、国立大学法人に関する一種のモニター活動をして、必要であれば、またここぞというときに意見広告をしていきたいと考えます。

マスコミに関する考察

もう1つはマスコミの対応についてです。今お配り

したのは地方新聞の1例、『河北新報』です。記事の詳細は言いませんが、なぜこのような状況になったのかについて、1つは全体的にジャーナリストの力量の低下があるかもしれません、もう1つは、今後の課題としてまだわからないところもあるのですが、マスコミが一種体制化しているというか、極端に言えば、大学法人の理事等々に、あるいは経営協議会の委員等々に、これからマスコミ関係者が就いていく可能性が非常に高いためと思われます。

その意味で、彼らが官僚と同様に、ここは天下りしていくこともあるかと思います。もう1つは、そういう意味で、経営界、官僚、マスコミ関係者等々の権力が、もともと権力の下にあった人たちですが、いわば狩りのフィールドとして、大学に自分たちの領域の拡大を考えているのではないかと思いました。今後はそのほうのモニター活動を続けていきたいと思います。

終わりに

たまたま、つい2、3週間前に、コンピューターに資料全部を入れていた私のハードディスクが壊れて、いろいろな資料が全く見られない状態になってしまったため、大した内容を述べられませんでした。日本コンピューター産業の技術的・文化的基盤は大変脆弱でアメリカに空輸しなければ、ハードディスクのデータの復旧はできないということがわかりました。

非常に大ざっぱな意見で、本当はジャーナリズムの分析をきちんと行えばよかったのですが、誠に不十分な意見で申し訳ありません。会としては、これからもモニター活動、必要に応じて意見広告をさらにしていく準備をしていますので、今後ともまたよろしくお願ひします。（拍手）

【司会】 どうもありがとうございました。それからあと、組合関係者ということで、千葉大の組合のほうから、報告をお願いします。

安田 氏（千葉大学・独法化問題情報センター）

【安田】 （校正未了）

(中略)

【司会】以上が、あらかじめお願ひしていました発言です。それでは少し時間がありますので、ご発言やご意見などがありましたらお願ひします。

辻下徹氏（北海道大学、国公私立大学通信）

【司会 辻下】少しだけ意見を述べさせていただきます。国会審議の3カ月間の取り組みをいろいろな伺つて、そのときの記憶を新たにした気持ちです。

この4年間、独立行政法人化問題に关心を持ってきた者からみていまなお理解できないのは、12万人の国立大学社会の中で、発言できるはずの教員6万人の中で反対の意思を公的に表明したのは約3,000人で5%、賛成した人はたった約100人で1%未満だということです。問題は、95%の方が公的には全く沈黙したままだった点です。これをどう考えたらいいのか、いまだに私自身は理解に苦します。

北大の歯学部に、初期に独立行政法人化問題と非常に真剣に取り組んだ助手の方がいました。昨年北大を辞職し、国立大学にいる意義がなくなったと言って「一足先に民営化します」と言って歯科医とを開業された方がいます。その方が独立行政法人化問題と取り組まれているとき「周りの人は何を考えているのだろうか知りたい」とよく言っていましたが、私もいまも共感します。独立行政法人化は困ったことだと雑談で言う人は多いですが、本当にそう思っているのだろうか、実は、法人化を歓迎している人たちもいるのではないか。法人化を歓迎するというのは何か勘違いしているのではないか、あるいは、違う価値観を持っているのか、沈黙からは判断できないところがあります。国立大学教員95%の沈黙をどう了解すればよいのか難しいのですが、見方によっては、そういう人々は政治的には存在しないとも考えることができますから、3,000人の人が意見を公的に表明したことは結構大きな事件であったのではないかとも考えています。

先ほど「意見広告の会」の方が言われたように、これをどのように継続していくかが重要だと思います。この300人の声が法人化後に次第に小さくなっています。

くのか、あるいは、法人化による問題が多発することを契機に、沈黙していた95%の中から、考えを表明する人たちが出てくるのか。後者のような流れを作るきっかけをどのように作るか、この会で、きょうの午後も含めてですが、考えていく必要があります。そういう流れを作る機会を用意する場という意味で、豊島さんがこういう重要な会の開催を提案されたことの意義は大きいと思います。こういうものが何もなければ、既に300人の声は急速に失われてしまっていた可能性があると思います。

ところで、昨日の数学会で、学術振興会の方が来て科研費について話しをされました。学術振興会は10月から独法化されますが、同じく独立行政法人化される理化学研究所と学術振興会とは、学術的活動が主務であるからということで、中期目標に数値目標を記載することについて最初随分抵抗したらしいのですが、報道されたように、かえって新しい独立行政法人の中で一番たたかれました。国立大学が準備している中期目標・中期計画の素案に数値目標を書いているところはほとんどないと思いますが、多分それは通用しないんだと思います。そういう意味で、法人化を推進している人たちは非常に誤解をしているのではないかと思いました。

それから、運営費交付金がどうなるかというのは全くわからない、ということを強調されていました。今までと、国立学校特別会計に一般会計から1兆6000億ぐらいが振り込まれていたわけですが、それが補助金という形で一般会計になったとき、どの程度の額となるか予想がつかない状況のようです。先ほども財務のお話がありましたけども、法人化が高等教育予算の大幅なカットにつながる危険性が残っています。

あと、政府がだましたと思われる例としては、国立大学法人法が通った直後に、国立大学法人の評価機関が3つ増えています。総務省の独立行政法人評価委員会が、国会での答弁をひるがえして、直接国立大学の廃止を勧告することがあると、いうようなことを言っています。これは7月10日に報道されたものですから、その前から言っていたのかもしれません。それから、総合会議技術会議が、直接国立大学法人を評価する方針を明かにしています。その場合には、任期制を導入しているかどうか、というような観点で評価すると言っ

ています。また、内閣府自身も、中期目標期間終了時に、独立行政法人の改廃等についての判断に関与する方針を閣議決定しています。それから経済産業省は、三菱総研に大学評価を委託しています。また、この前、自民党の行革推進本部の太田誠一氏が、独立行政法人教員研修センターの廃止を勧告する、と言ってましたが、自民党の中でも独立行政法人を評価するつもりのようです。国立大学法人法は実質的内容が何もない委任立法であるために、勢力あるところはすべて発言権を持つと状況になってきた、という気がします。

そういう意味で、大学の意思を表明するルートとして、文部科学省の一部となっている国大協ではなく、新たな大学の連携様式が出てくることが必要であるという気がします。この4年間で一番感じたのは、『ファーブル昆虫記』の狩人蜂の話との相似性です。スズメガの幼虫は神経系を破壊されて生きたまま蚕食されるという話をよくご存じかと思うんですけど、国立大学はまさに中枢神経系を外から制御されている状況にあると感じます。こういった中枢神経系による支配とは異質の統合原理を国立大学はボトムアップに形成していくことが不可欠となっているように感じています。

司会がしゃべっているのはちょっと問題がありますね。ぜひほかにご意見をどうぞ。藤村さん、どうですか。

【豊島】 午後のセッションが大変混んでいます。いいチャンスだと思いますので、ぜひ発言をお願いしたいと思います。学生の方も見えているようです。

岡山茂 氏（アレゼール日本）

【岡山】 アレゼール日本（高等教育と研究の現在を考える会）の事務局長しております岡山です。私たちは今年4月に『大学界改造要綱』という本を藤原書店から出版しました。その準備に明け暮れていて国立大学法人化法案への反対運動には積極的には関わってこれなかったのですが、6月30日には遅ればせながら反対声明を発表しました。

フランスの大学改革

私たちは、非常勤講師や学生も含めて大学界を一つにするということを重要な目的にして、専任教員

の権利とかに關しても、それを問い合わせる立場から話を進めてきたところがあります。学問の自由を主張するというときに、大学内部の不平等を無視するわけにはいかないという思いがあって、反対運動にも気後れしたところが確かにありました。ただし文部科学省の問題の立て方や改革の方針は私たちの考えとまったく矛盾していて、こういうものが通ってしまってはたいへんだということは認識していたので、私たちも反対声明を出したわけです。

私たちはフランスの「アレゼール」という組織を参考しながら大学問題について考えています。例えばフランスだと19世紀末にすでに大学は法人として認められていますし、中期目標は1988年に導入されて、それ以来少しづつ定着してきているという状況です。日本は法人化と中期目標と一緒にやるという乱暴なことをやったわけですけれども、フランスの場合はそういう土壌があるので、90年代に水面下でネオリベラルな変化が浸透しました。フォルー・レポート、ロラン・レポート、アタリ・レポートなど、政府の諮問によるレポートが90年代後半に出ますが、そのたびごとに大きな反対運動が起きて国は改革案を撤回しました。こうして反対運動に対する目配せをきちんとやったわけです。それがむしろガス抜きになって水面下でのネオリベラルな変化がすみやかに進行したところがあります。リュック・フェリー教育相になってからも、やり方が強硬というか、水面下にあった問題を表に出てきたこともあって、今年5月に提出された法案にはげしい反対運動がきました。日本では7月に政府が会期延長までして法案を通しましたけれども、フランスではこの秋に先送りしており、これから展開が注目されています。フランスと比べて日本の文部省は強引だし、われわれも90年代から運動を組織できなかったこともあります。フランスを通して日本の問題も見えてくることもあるかと思います。そういう点からわれわれなりに分析し、提言していくたいと思っていますので、どうかよろしくお願いします。（拍手）

【豊島】 フランスの場合、中期目標があるということですが、それは日本の場合と同じように、文部科学省が大学に与えるというような制度なんでしょうか。

対等契約

【岡山】 国民教育大臣が目標を設定するとか、そういったことはありません。四年後の評価が次期の契約に影響するということはありますが、契約は契約であって対等だと思います。日本の国立大学法人化は、イギリスからエージェンシーというアイデアを持ってきて、それとフランスの中期目標、コントラクチュア リザシオンといいますが、それを一挙にごっちゃ混ぜにしてやっていくといった感じの作り方だとぼくは思っています。昔、東京大学をつくるときに、ドイツのモデルとフランスのモデルをごっちゃ混ぜにして、大学だかグランド・ゼコールだかわからないものができてしまったのと同じ経過がいまだに続いている、そういう状況だと考えています。

小野政美氏（小学校教員）

-『教育基本法改悪反対！12.23全国集会実行委員会』と愛知での活動報告

【小野】名古屋から来ました小野と申します。小学校の教員で、日教組に所属しています。『憲法と教育基本法の理念を実現する愛知の会』事務局次長で、教育基本法「改正」市民連絡会など全国的ネットワークで活動しています。この夏8月8・9日に、名古屋で、高橋哲哉さん（東大）、小森陽一さん（東大）、三宅晶子さん（千葉大）、大内裕和さん（松山大）の4人と、市民連絡会、「京都の市民会議」、「福岡の会」、「愛知の会」の4団体が呼びかけて、『教育基本法改悪反対！全国合宿IN名古屋』を開きました。教育基本法改悪反対の一点での共同のためです。日教組関係者、全教、独立教組などと、全国の市民運動関係者、小森、三宅、大内さんら約100名が参加しました。そこで、さまざまな形で進められている地域的・全国的運動を、教育基本法改悪反対の一点で一致できる個人・団体が「大きな川の流れのような」の共同の運動にするために、ネットワークを広げること、年内に全国集会を開くこと、衆議院選挙立候補者全国アンケートに取り組むことなどを決めました。

イラク反戦運動は全国で大きく盛り上りましたが、厳しいことを言えば、日本の有事法反対運動、教育基本法改悪反対運動、国立大学法人法反対運動には、大きくは繋がりませんでした。国立大学法人法反対運動

もまた、教育基本法改悪反対運動との連繋が出来ませんでした。私は、率直に言って、運動を担ってきた大学人の中でも、連繋の意識が非常に弱かったという認識を持っています。9月はじめ、12.23全国集会を日比谷公会堂で開くことを決め、10月4日には、教育基本法改悪反対の一点で結集する広範なネットワークである『教育基本法改悪反対！12.23全国集会実行委員会』を立ち上げます。準備会には、東京外大の岩崎さんも参加し、「大学法人法」闘争について発言してもらいました。

教育現場では、実はもう既に教育基本法改悪が前倒しで先行しています。去年4月から新学習指導要領が実施され、国定修身教科書とも言うべき『心のノート』が、小中学生全員に配布され、文部科学省による活用調査もされています。愛国心評価通知表も全国で使用されました。主幹制導入、校長中心のトップダウン学校経営、人事考課制度、不適格教員制度、5段階人事評価、5段階研修制度、「日の丸・君が代」強制、奉仕活動義務化、不服従教員処分、ジェンダーフリー教育攻撃など、全面的な教育内容介入・教員攻撃が、石原都知事・横山教育長の東京都を先頭に行われています。

本日午後のセッションで、教育基本法改悪との関連で議論されると聞いていますが、私は、午後、「つくる会」教科書問題を機に韓国・中国・日本の関係者でつくられた『歴史教育アジアネットワーク』の第2回総会があり、そこで報告することになっていますので、今発言させていただいた訳です。先ほど、豊島さんも教育基本法改悪問題との連繋と言いますか、その問題をきちんと捉えなければいけないと言われたわけですが、私の住む愛知県の学校現場では、「先進的」に、私も所属する県教員組合（日教組）が県教委の下請機関・官僚装置になっていたり、教員が学校でものが言えない状況が作られたりしています。「日の丸・君が代」強制も全国一早く100%を達成しています。ここ数年前から、残念ながら「経たず歌わず」は、私一人になり、マスコミからはいつ処分されるんですかなんて言われたりしています。

そういう状況が進行する中で、先ほど述べた人事考課制度、指導力不足教員制度、研修制度など、教育基本法改悪の前倒し実施が先行し、その総まとめとして、

教育基本法の改悪が出てきています。

もうひとつの問題は、国立大学が法人化されていく中で、教育基本法10条の問題として、議論はされているとは思うんですが、運動としてはあまり繋がって来なかつたと言えると思います。そういう訳で、12月23日に、いわば運動のひとつの結節点として、日比谷公会堂で全国集会を行います。呼び掛け人は、この間、教育基本法改悪問題で講演等で全国各地を組織して廻っている若い世代の高橋哲哉（東大）、小森陽一（東大）、三宅晶子（千葉大）、大内裕和（松山大）の4人の研究者になってもらっています。

私も、1948年生まれの古い運動世代の人間で、運動の停滞の責任を感じているんですが、小学校現場での実践と市民運動を繋ぎながら愛知を中心に活動しています。愛知では、9月24日に、『憲法と教育基本法の理念を実現する愛知の会』主催で、各大学の共同の取り組みがあまり行われていないこともあります。愛知の3国立大学、名古屋大学・愛知教育大学・名古屋工業大学の職員・職員組合の委員長などに呼びかけて、シンポジウム『国立大学法人法成立と教育基本法改悪問題』を行いました。約50名が参加し、総括的報告を名大の植田健男さん、3大学からは各現場報告をしてもらいました。特に、名古屋工業大学は、「国立大学法人法」の「先進大学」として、そのトップダウンの大学管理運営の実態が明らかにされました。そこでも、教育基本法改悪問題と国立大学法人化問題との繋がりの認識が非常に甘かったということが、植田さんはじめ参加者から出されました。本日午後行われるセッションで、ぜひそのあたりのことを議論していただきたいと思います。10月4日、渋谷の勤労福祉会館で、「教育基本法改悪反対！12.23全国集会実行委員会」の立ち上げ会議を開きます。日教組と全教など、これまでの歴史的経緯からそう簡単にはリンクできませんが、教育基本法改悪反対の1点で共同するネットワークにしたいと考えています。ぜひ、ここに来ておられる方々にも参考して頂いて、共同して、教育基本法改悪反対闘争を進めたいと思っています。国立大学法人法反対闘争の成果を生かしつつ、そこで出てきた問題と、教育基本法改悪反対闘争での共通する問題を繋げていくことで、教育基本法改悪を阻止する闘いが、国立大学法人化をいわば無化していく闘いに繋がっていくと思い

ます。どうかよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。（拍手）

【司会】 どうもありがとうございます。では、もう時間なんですが、ほかに。

東大学生

東大学生の活動

【学生】 こんにちは。学生です。東大の教養学部で「国立大学独立行政法人化に反対するぞうの会」という会で、この間、法案の制定に反対して、ここにいる関係者の皆さんとも連帯して、集会やデモや国会での抗議行動などをぼくらも頑張ってやってきました。学内で「法人法制定反対」をうたった看板を出したり、ビラをまいたりとかして学生に訴えてきました。法案が制定されてしまったことは非常に悔しいですが、現に法案が制定された今、どんどん危機が深刻化していると思います。

法律が通っただけではなくて、具体的に大学そのものにいろいろな動きが起こっていると学生の立場から感じています。この七月には、本郷で韓国朝鮮文化研究専攻が防衛庁の研究官を招いて、日本の軍事情勢についての講演が行われようとしていました。今年の春は、イラク戦争の問題とか有事法制の問題とかもありましたけれども、北朝鮮に対する危機感を煽って日本が軍備強化する動きが進んでいる中で、大学が大学の当局として、防衛庁の研究官を呼んで講演をするというのは問題ではないかと考え、僕等は、抗議の声をビラとしてまいたところ、それを中止にできて、非常によかったです。こういうふうに、大学の学生や院生に対する教育の内容などもすごく変わっていくだろう、いろいろ（国家・資本の観点から）選別的なものに変わっていくだろうという危機感を強くしました。

今回制定された国立大学法人法が、憲法や教育基本法に違反しているというご指摘にぼくは共感します。しかし今の日本の情勢を見ていると、それは違反しているというどころか、先ほどもお話があったように、教育基本法や憲法そのものをまるごと変える方向で行っていることが、非常にピンチというか、危機なのでは

ないかと思っています。法人化の流れもそういうのと一体だというか、そういうことをぼくらもはっきりさせていかないといけないと思っています。

学生の中に反対の声を、ぼくらもつくり切れなかつたと思っています。法人化というと、いろいろごちゃごちゃとややこしい話が多くなって、わかりにくいところが、正直に言うと学生の中にもあったと思います。どういう問題なのかをもっと明確にして、教育基本法、憲法改悪の問題と統一して訴えていくことが大切だと思います。今回の第2次改造内閣なども、ものすごい改憲派の人たちばかりが並んでいる顔ぶれになって、本当に大変な状況だと思います。そういう下で、大学の中での具体的な動きとしても、学生にとっては会費の値上げや、学生自身の自治活動破壊はすごく切実な攻撃がかけられてくると思います。そういう動きに対しても、ぼくら学生も教職員の皆さんと連帯して、頑張って運動していきたいと思っています。よろしくお願ひします。（拍手）

【司会】 それでは最後に豊島さんによろしくお願ひします。

【豊島】 皆さん、ご熱心な討論、どうもありがとうございました。午後もよろしくお願ひします。

昼休みを利用して、全国ネットワークの総会を開きたいと思っています。そうは言っても全くオープンな組織で、入会金を払ったかどうかはチェックしませんし、またあらためてここで入っていただきたいと思います。ここでは解散するかどうかという重大なことを議論しますので、新しい組織に衣替えするかとか、それについて話し合いたいと思いますので、ぜひ多数参加いただきたいと思います。そのために昼休みの時間を長く取っています。全国ネットの総会をこの場で50分から始めますので、できるだけたくさんの方のご参加をいただきますようお願いします。それではどうもありがとうございました。

セッション2：国大協は何をしたか。ジャーナリズム、公立大、学生の状況、韓国の状況

【司会 小沢】 それでは定刻になりましたので、セッションの2つ目にいきたいと思います。

セッション2では、国立大学協会は何をしたか、ジャーナリズム、公立大、学生の状況、韓国の状況、そういうことで続きをていきたいと思います。

ジャーナリズムということで、ジャーナリストの櫻井よしこさんにも声をお掛けして、ぜひ出席したいということだったのですが、きょうは別のシンポジウムのスピーカーになっているということで、残念だけれども欠席させていただくということです。ただ、その内容に非常に関心があるので、ぜひ議事録を送ってほしいということでした。櫻井さんは『文藝春秋』10月号にも書かれていて、今や文部科学省は‘仮想敵’と櫻井よしこさんは見ているようですがね。

それでは最初に、鹿児島大学前学長で名誉教授をされている田中弘允先生から20分ほどお願ひします。皆さんもご存じのとおり、田中先生は国大協のなかで一貫して法人化に反対の立場で、さまざまな発言をされて、われわれも非常に励されました。国立大学協会の内容等の問題を含めて、ご発言いただければと思います。

【豊島】 すみません、その前にご連絡です。これが終わったあとに懇親会を予定しています。大体の人数を知りたいものですから、出席しようと思われている方は名前を書いていただければと思います。これを回しますのでよろしくお願ひします。こちら側からいきます。

田中弘允氏（鹿児島大前学長）

【田中】 ご紹介いただきました鹿児島大学の田中です。司会の小沢先生から過分なご紹介を頂きました。本日はこのような機会を与えていただき、豊島先生はじめ関係者の方々に感謝申し上げます。

学問は必ず勝つ

教育あるいは大学の問題というのは、短期的にはしばしば政治や経済の力に押し潰されますが、歴史の流

れのなかで長期的に見ると、真理に立っている限り、学問は必ず勝つんですね。政治、経済はものすごく強い権力を持っていますが、学問、哲学、思想は連綿と受けつがれていくわけです。そうした意味で、今の時点で独法化問題を総括しておくのは非常に大事なことだと思います。そういうことをきちんとおやりになったということに対して敬意を表したいと思います。

本日は与えられた20分間で、私自身の総括をさせていただきたいと思います。ただ今ご紹介いただきましたように、平成9年1月に鹿児島大学長に就任して以来今年1月までの6年間は、国立大学の独法化問題にオーバーラップしています。私はこの話をはじめて聞いたときに、これはおかしいと直感しましたが、そのあとはずっとおかしいことが続きっぱなしで、しかも事態が進展するにつれてますますおかしくなっていました。私はこの問題に正面から向き合って、一貫して独法化に反対の意見表明を行ってきました。

反対の理由としては、5月7日の衆議院文部科学委員会でもお話ししたのですが、一番の問題は、独法制度が高等教育学術研究の自主、自立を阻害する。学問の発展を妨げる。官僚統制の下で学問の自由が侵犯され、憲法に違反することを実施する権限を官僚に与えることが一番の大きな問題だと思います。時間の関係でそのほかの理由は省かせていただきますが、そういうことをずっと発言してきました。

意見表明の場は、衆議院文部科学委員会、国大協の諸会議、それから学長研修会、文科省の調査検討会、自民党の文教部会、それから新聞、テレビなどのマスコミ、国会議員との懇談、地域における業界、財界等の講演会などです。

国大協の方針転換

国大協については、この問題ではどうも態度がはっきりしなかった、あるいは力がなかったということが、先ほどから指摘されていますので、国大協に関連したお話から始めたいと思います。国大協は平成9年10月、この問題が浮上したときに、反対声明を出しました。皆さんご存じのとおりだと思います。それから平成11年7月に通則法が制定されたあとでも、反対の立場は変わらないという声明を出して反対の立場を維持していました。一方、文部省も平成9年の町村文相の

反対声明以来、反対の立場を取っていましたが、平成11年9月になって有馬文部大臣が大きな方向転換をしました。それは、「特例措置を講ずるならば独法化は一定の意義がある。平成12年度の早い時期までに具体的な方向について結論を得る」と言明したのです。これは町村文部大臣の反対声明や大学審議会答申（平成10年10月）等と全く反対の方向への転換だったわけです。そういう特例措置を講ずるならばという話が出てきてからは、国立大学協会のなかは微妙に変化をしていったわけです。

学長有志による動き--「有馬大臣の決定を白紙に戻せないか」

このような文部省の大転換に当たって、学長有志が集まって情報交換、意見交換を行ってみてはどうかということが自然発的に「この指とまれ」方式で湧き上がってきたため、学長研修会を発足させたわけです。私がお世話役をつとめさせていただきました。そのときには、ほかにも荒波が来ていて、国家公務員の25%定員削減の問題も加えろということでありましたし、それから地方国立大学は比較的小規模の大学があるわけで、そうすると定削の問題から財政の問題、そういうことで共通の悩みがあったということで、地方国立大学の学長が集まって話をしようということになったわけです。

第1回学長研修会は、平成12年2月に開催され28名が参加しました。討議の末「国立大学長有志の会から国大協会長への申し入れ」を行いました。その内容は、国大協の独法化問題への対応が非常に遅いという事実があったので、このまま座視すれば独法化を待つのみである。果たしてそれでいいのかということになりました。

国大協では、すでに独法化問題に関する学長アンケートを実施していましたので、アンケート結果に基づいた国大協の正しい、かつ速やかな対応が必要ではないかということも申し入れたわけです。3名の学長が会長と懇談し、上記の点を要望しましたが、最大のポイントは、有馬文部大臣の大転換を白紙に戻せないかということありました。

自民党に呼ばれる

第1回学長研修会の少し前ですが、私に、自民政務調査会文教部会から、高等教育政策について議論を行なうため、特に国立大学の独法化について意見を開陳してほしい旨の要請がありました。それで学長研修会で皆さんのご意見をうかがってから意見開陳を行いました。3名の講演者はいずれも旧帝大以外の国立大学長でありました。1人10分ぐらいずつ話をしたあと質疑応答がありました。参加者は数名の文部大臣経験者を含めて40名ぐらいだったと思います。

A学長は、通則法のままではないということを条件に賛成論を述べました。「護送船団方式のために国際競争力が低下している。競争原理を取り入れるべきだ」という主張であったわけです。B学長は、「独法化はやむを得ないところもあるが、百年の大計が果たしてそれでいいか。悪くなったら、あなた方の責任ですよ」という趣旨の話をしました。会議の後で私が「先生、あんな考えだったら反対してくれたらよかったのに」と言いましたら、「いや、の人たちの前ではできない」というような返事でした。基本的には中立の意見表明だったのでしょうか。私はもちろん独法化反対論をはっきり述べました。「日本の高等教育における地方国立大学の意義」という題で、国立大学の独法化は高等教育・学術研究の衰退とともに、国力の衰退をきたすので反対であるということを、はっきり申し上げました。有馬前文相からもいくつかの質問がありました。その1つは、「なぜ独法化が悪いのか。独法化すると自由にやれるのだから、鹿児島大学にノーベル賞受賞者を招へいすることもできるではないか」といった主旨でした。私は反論して、「ノーベル賞受賞者を招へいするには、相応の財政負担が必要となるので、相当な教官職などを犠牲にしなければならず、非現実的である」と述べましたが、理解してもらえなかっただように思います。

旧帝大には独法化の是非は訊かず

実はその1週間前にも、旧帝大の総長3名が同じように文教部会に呼ばれて意見を述べていました。あとで記録を取り寄せて見てみると、この時には、高等教育政策についての意見陳述が求められていきましたが、独法化については全く意見を聞かれていないのです。

われわれ3人だけに独法化についてどうかということで、旧帝大の総長には全く独法化についての質問もなければ、話題もされなかったと、こういうことのようになります。これは、注目すべき大きな問題であります。

以上のことからわかったことは、国大協の学長の間にも、全く異なる考えがあったということです。これはもう皆さんにはっきりと認識していただきたいと思います。それからもう1つは、旧帝大総長には独法化についての意見を聞いていないということです。これは陰に隠れた大きな意図があったことを示しています。その後の流れを見ても、政治の世界にはこういうふうな極めてどろどろしたものがあるという感じを強く受けたのです。そういう意味から、われわれはやっぱりチェック機能を十分発揮させなければいけないのではないかということ、きょうのこのような会議は、そのチェック機能を果たす意味で大切な会であろうということを強調したいと思います。

自民政務調査会、文部大臣表明、「賢人会」をターゲットに

次に、第2回の学長研修会を平成12年3月18日に開催しました。このときには43名の学長が要望書に賛同しました。なぜこのときにやったかというと、自民政務調査会が提言を行おうという直前ぐらいだったんですね。それへの影響を考えたのです。要望書は「地方都市に位置する国立大学の在り方について」で、その内容は、地方国立大の国策としての育成を要望し、独法化では地方国立大が衰退するということを述べました。森山本部長、前の文部大臣ですね。それから麻生主査、このお二方にお送りしました。世話人の個人的な意見として、現制度よりすぐれた制度設計ができなければ、現行制度を存続させるべきことを加えました。なぜ私の個人的な意見を言ったかというと、43名の学長が要望書を起草する段になると、やはり温度差があるわけです。最初から独法化反対ときちんと入れたかったんですが、そうすると賛同者数が減ってくる。そうすると影響力が弱くなるだろうということで、私の個人意見として手紙を書いたのです。

第3回研修会は平成12年5月21日に開催しました。このときは、5月26日に予定されていた学長会議で、

文部省の方針が発表されるだろうと予測されていたのでそれへの対応が目的の一つでした。地方国立大学長研修会参加者32名で、「国立大学の法人化に対する意見表明」を中曾根文相と「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」(いわゆる賢人会)に提出しました。その内容は(1)設置形態の変更がますありきといふのはおかしいのではないか、(2)地方国立大学の役割の維持強化が必要である、(3)現状より後退する可能性のある制度設計は再考すべきであるということでした。これを提出するために文部大臣に会いに行つたんですが、会えずに、事務次官にお会いして、直接説明を致しました。賢人会にも提出致しました。

(中略)

学長研修会では、要望書提出などに賛同した学長は28名から43名であり、相当数の学長が独法化に批判的であったのです。

「地域交流ネットワーク」の提唱

学長研修会では、独法化問題に関連して、大学のあるべき姿についての議論も盛んになされました。大学人は教育研究そのものをどんなふうにやっていくべきか、社会が非常に大きく変動している。それに対してわれわれ大学人はきちんとこれに対応しているんだろうかといった問題提起がなされました。

きょうは時間の関係でくわしくは申し上げませんが、例えば国会議員の方々との懇談会の際に出てきたのは、大学の教育研究、特に教育がきちんとなされているのかということでした。私どもは自らを振り返って、大学人のあるべき姿にあるのかということもまた、この学長研修会で話し合われたわけですね。

その結果、現代が背負っている大学の課題を現実との接点で考えるべきではないかということで1つの提言を行うことにしました。それは教育研究を現場主義で行うということです。国立大学は高等教育・学術研究を行う組織として、時代の変化に対応していくなければならない。大学は、お題目だけを唱えるのではなく、教育・研究のあるべき姿に基いた具体的方策を示すべきで、それにはやはり現場主義こそ大切ではないかということで、次のような「国立大学地域交流ネットワーク構築の提言」を行ったわけです。

提言の第1は、地方国立大学と地域社会の間に、全面的で、根本的な交流関係を築き、両者の相互的、相乗的な活性化を図る。第2は、地方国立大学と地域社会との間の相互的、相乗的な活性化の関係を、全国規模で結合する国立大学地域交流ネットワークを構築し、日本の社会全体を支える。そしてこのネットワークは、協力原理によるものでなくてはならない。独法化されたのではそれぞれ競争原理が働き、秘密主義、孤立主義に陥るので、独法化はまずいのではないか。協力原理に基づく国立大学のネットワーク化であるべきである、という提言をまとめて、28名の学長名で、文部科学省へ提出しました。1ヶ月後には文部科学省のなかの記者クラブで会見し公表しました。たくさんの記者室の皆さんのが参加し、注目を集めたのです。その後地域交流シンポジウムが2回盛会裡に開催されています。私のお隣に宇都宮大学の田原学長がおられます、現在は先生がお世話役を引き受けおられます。

以上、私達地方国立大学長研修会の活動について御話しいたしました。

市場原理主義思想のバブル

国会議員の方々や政財界の人たちとの懇談の中で感じたことは、それは大学人の場合もそうですが、時代の流れであります。それは何かというと、多くの人達が新自由主義の流れの中で市場原理主義という考えに一様に陥ってしまっている。みんなが1つの方向だけにしか向いていない。つまり思想バブルに陥っているのではないかということです。もういろんな人と話をしました。例えば国会議員の方々とは、十数枚の資料を用意して行って、1人につき数時間にわたって議論しました。マスコミの方々にも興味を持っていただいて、全国紙や地方紙の記者とも大いに弁じたわけありますが、知識人として、あるいは知的なものが中心であるべき職業の人たちが、独自の考えをもたず多くの人々が新自由主義、それから市場競争原理、一定の方向に向かっている。そういうふうな印象を受けたのです。もちろん大方の政治家の方々の意見もそうであります。私は、バブルですから早晚これははじけるだろうと思っていますが、ソ連邦崩壊後の世界のなかにおいて、大きなこういう流れがあるということを、われわれはきちんと認識しなければならないと思います。

今から先、こういう世紀の世界的潮流について、みんなで検討して、情報を共有していくなければいけないというのが重要課題の1つであると考えます。

現場主義の教育研究を

もう1つ感じたことを申し上げますと、この国立大学法人法の問題は、これで終わるわけではありません。歴史のなかの一コマであり、問題はこれから始まるわけです。問題は必ず出てくるはずです。大学人が、学問の本質に沿って理性の目でそれをきちんと見分けることができるかどうか。それから権力、暴力に対して、それをきちんと跳ね返せる力があるかどうか。そこでもって決まってくると思うわけです。そのためにはまず時代の流れ、現実をふまえた教育のありかた、教育哲学をしっかり確立しなければなりません。

そこで先ほどの現場主義が出てくるわけですが、教育の上の現場主義。教育を巡る社会環境は時代とともに急速に変わりました。18才人口の50%の人たちが大学に入ってくるので、そういう学生たちのモチベーションがない状態がある。ダブルスクールの問題がある。いろいろな問題がある。それをわれわれ、高等教育を行う者として何をやるべきか。そして実際に、お題目ではなくて、具体的に何をすればいいのか。今までお題目ばかりだったと思うんです。私どもが提案したのは、大学の学生や教育、研究者が、社会の現場に行って、そこでもって問題をとらえ、解決する、モチベーションを高めるということです。考えてみると、学生は、大学で勉強していますが、実際身をもって問題に対処するのは社会に出てからです。社会に出て現場を経験するということは、彼らのモチベーションを高めることにもなるのです。

大学人が国立大学法人制度の運用においてチェック機能を果たすためには、時代にふさわしいしっかりした高等教育、あるいは学術研究に対する哲学をもたなければならないと思います。

分断に抗するネットワークを

もう1つ大事なことは、独法化が今後だんだん具体的に進むことによって、いろんな問題が出てくる。それは大学、学部、学科によって、ケースバイケースで

違ってくるわけです。そういうことを考えますと、お互いか問題を共有化することが大事だと思うんです。もし、仮に私が制度の管理者、支配者だとすると、各大学を分断して支配することが一番楽なわけです。分断して競争させて支配する。これはだれでもできるわけです。この国の高等教育制度とその運用は、意図した結果かどうかは別として、そういう方向にもう既に進みつつあるのです。

それに対抗するには今日のこのような会議が重要です。豊島先生、小沢先生、辻下先生をはじめ、問題意識を持った人、意欲のある人、そしてしかも問題を世界的なレベルでとらえる、そういう核になる人、あるいはグループ、そういう人たちが、北は北海道から、南は沖縄、鹿児島に至るまで、いろんなところにそういう役割を果たす人達がいて、お互いにネットワークをつくる。それぞれ活性化した、そして高い立場からものを見る形でネットワークをつくって、それをリナックス型のようにどんどん育てあげ、皆さんにそれを自由に使っていただくことが必要ではないか。私も皆さんからの情報を利用させてもらっており感謝しています。

そろそろ時間がまいりましたので終わりますが、私たちは忍耐を持って進まなければなりません。真理に基づく学問は、政治、経済の変動の中にあっても必ず勝つということを念頭にしっかりと頑張っていく。その核になる方々がきょうお集まりになっているんじゃないかなと思います。

以上、独法化問題に関する活動の一端をご報告し、あわせて皆さんへのメッセージを述べさせて頂きました。ありがとうございました。（拍手）

【司会】 どうもありがとうございました。次にご発言をお願いしていた千葉大学の南塙前副学長、きょうは体調不良でお越しになれないということです。南塙さんは、『日本経済新聞』で独立法人化法案に対する批判の論陣を張られた方です。

先ほど田中先生のお話のなかでお名前が上っていましたけれども、この間、宇都宮大学の学長として、この問題にかかわってこられた田原先生がいらしてますので、よろしければひととご発言をお願いできればと思います。

田原博人氏（宇都宮大学学長）

【田原】 宇都宮大学の田原です。ひと言というと、何をひと言と難しいですけれど、田中先生の話とオーバーラップしないような話で、ひと言付け加えさせてもらいたいと思っております。私自身は、まだ学長になってから2年もたっていません。マスコミの中にはすともう随分古くから学長やっているという感じのことを言う人がいますけれど、学長になってすぐいろいろ発言していたので、そういう印象を持たれたのかと思っています。私は地方の小さい大学ですから、田中先生は理事だとかいろいろ、国大協の中枢にもかかっておられたかもしれません、私たちはどちらかと言つたら一般大学で、国大協の動きのなかで、総会等を通じて発言するしか機会がなかったんです。国大協についての皆さん方のここでの話を聞いて、ある意味で針のむしろに座るような感じでずっと聞き入っていたわけです。

議論の少ない国大協

田中先生と私とは、半年くらいオーバーラップして、その間国立大学の在り方について田中先生の考え方には、非常にぼく自身一致するところがあるものですから、いろいろと先生とお会いしたり、お話ししたり機会が多かったんです。そういう意味で、田中先生の後任者のような感じで国大協の方々が思っていますけれど、恥じないように頑張っていかなきゃいけないかなというふうに思っております。

ただ、国大協のこの間の動きですが、私が学長になって、もちろん法人化の方向が確定したなかでの学長ですから、そこを蒸し返すような発言はほとんどできませんでした。従って反対というか、反対運動を展開するというような状況のなかではなくて、要するに国立大学はなにも発言していないというふうにぼくには思われていたし、ましてや社会に対して、何も責任を取っていない、大学として。こういう理由で法人化になるんだという意見も聞いていないというようなことがありましたので、少なくとももう少し学長が意見を出し合いながら、どういう部分が反対で、どういう部分が賛成、あるいは今の制度のなかで、一体何ができる何ができないから法人化になったら何ができるんだ

というふうに、もっとものごとの分析をきちっとして、そのなかで法人化が本当にいいのかどうかというのを議論すべきであるんだということを思って、いろいろと発言をさせてもらったりはしているんですけど、何せ、非常に意見が少ないです。

田中先生、それからまたさらには静岡大学の佐藤先生達が、辞められたということで、論客がどんどん少くなり、それで余計目立つような状況になっているわけですけれど。ただ、じゃ孤立しているかというと、そうでもないんですね。発言したあと、懇親会等があると「田原先生の発言に賛成なんですよ」というふうに言われる学長もたくさんおられますので、賛成だったらなんで総会のときに発表してくれないんですかというふうに思うのですけれど、何かわからないのですが、要するにやっぱり発言をするというのが怖いのかどうかわかりません。

個人と学長の狭間で

実は、そこが非常に大きな問題があって、学長、私もそうですけれど、例えば国会なんかで野党側の参考人はどうですかという話、私のところにいくつかきました。いくら私でもちょっと、現職の学長が、野党側の代表でやるのはということでちょっとびびって、結局は出席はしませんでしたけれど。結局みんなといろいろ相談すると、何かやっぱり怖いんですね。何かそういう國の方針に反対をすると、しっぺ返しがあるんではないかというのが、ひょっとしたら幻想かもしれませんけど、強く抱く。周りも抱くんですね。従って、私は個人的ならいくらでも発言するんですけど、学長という立場は大学を代表しておりますから、その大学にどういう被害が被るかというふうになると、不安があって、なかなか発言できない。ということで、多くの学長が発言をほとんどしないという状況は、共通的にはそういうことがあるのかなという気はしています。

しかし、そう言ってもおられないで、話が冗長になってしまいますけれど、いろいろな段階でやらなきゃいけないと思います。ただ、そうは言いながら、ぼく自身がちょっと矛盾を感じているのは、法人化になると問題がありますよというふうに展開してきたんですね。実際法人化になってまずくなったら、学長でなかっ

たら、それ見たことかというふうに言えるんですがね。ですけど学長となると、頑張らなきゃいけないですね。それで今以上に大学を発展しなきゃいけないんです。そうするとその意味では、それ見たことか、法人化になつたために、非常に大学がよくなっているんではないかというふうに言われます。

ぼくが学長になってすぐ、地域関係のいろいろな人たちと話をしたりします。その時期と、法人化になるというタイミングが合っているものですから。大学をどうしましょう、こうしましょうといろいろ話す。別にぼくは法人化になろうがなるまいが、全然関係なくやるべきことを言っているんですけど、社会の受け取り方は、大学は法人化になるので、非常に頑張っているんだなというふうに理解されるんですね。

(中略)

しかし、失敗することはできませんので、いい形でどう進むかということについては、限られた任期の中で頑張っていくしかないということがあります。ただそのときにいつもバランス感覚を失ってはいけないということです。こういう機会にも、本当は学長だって参加してもおかしくない。実際こういう会があるということを知っておられないからかもしれませんけど。私はよく知っている田中先生だと、池内さんとか、いろいろおられますので、そういう意味も含めて参加させてもらいたいと思いました。こういうような席でのいろいろな考え方のなかで、大学の運営とか、あるいは国大協の今後の在り方とかに参考させていただき微力を尽くしてやっていきたいなと思ってあります。以上です。ありがとうございました。(拍手)

【イノウエ】 今のジレンマについてちょっと質問したいことがあるのですが？

東工大のイノウエと言いまして、辻下君とは随分長くつきあつてはいるんですが、今の話で、そのジレンマのことですね。その部分というのは、実は多分、最後の戦艦大和の出撃、空気の支配という話がありましたが、そういう問題だと思うんですね。あるいは中野不二男という人がいて『カウラの突撃ラッパ』というやつを書いているんですね。同じパターンなんですね。結末はどうなるかというと、それについて早くからわかった人ほど早く殺されるんです。ただ『カウラの突

撃ラッパ』のときは自殺させられる。それが日本の社会なんです。全然変わってないんです。今まで過去のそういう歴史を見る限り、このままいつつぶれるまでは、「どう生きるか、駄目かもしれない」ぐらい今は本当にひどいことだと僕は思っているんですね。

それはなぜかというと、その大本をたどりますと、結局大学とは何かということも全部遡って(考え)なきゃいけない。例えば大学ってなぜ中世において認められたかというと、反対意見というものを温存していくないと、最終的には結局社会にとって損であるというものが、民衆を含めて、全部のなかに出てきたわけですね。それは多分スコラ哲学を通して、多分教会のなかで出てきた。日本では教会もないし、何もないし、みんな受け入れてやってきたんですね。そうするところいう(社会からの必然性)の(部分)が非常に弱いわけで、例えば今言われたようなことが起こるということも、大正デモクラシーがなぜつぶれたかという(事柄とも)、みんな似ていると思うんですね。全然僕は変わってないと思うし、今唯一変わったのはインターネットだけです。だから要するに情報を密にする可能性があるというだけなんです。ほかのことは何も変わってない。全然変わってない、メンタリティーも変わってない、民主主義も何もできない。その状態のときはどうするか。だから、私はもしその学長の立場だったら辞めますね、もう。ほかに方法がない。あとはいのを残すためには、アメリカが嫌いであっても、(アメリカにでも送って)温存するために残しておく、そういう操作をして、ともかく被害を最小限に食い止めるための努力をどうしたらいいかということしか考えられない。今は遼源の火が燃えわたるようにずっといってるわけね。それを止めることは多分難しくて、絶対(発言すべき時でも)発言しないです。僕は大体もう、さっきお聞きした話、こんな活動ではかたるくてしょうがない。申し訳ないですけどね。これでは全然盛り上がらないし、すぐ駄目になるというふうに感じたぐらいで、帰ろうと思ったんだけど、辻下君の手前、ちょっと居ようと思って(たところ)、今話がでて、そういうジレンマってしおちゅうあることだと思って、言わなきゃいけないと思って、あと言って、また帰っちゃおうと。どうも失礼。

【司会】 ほかにもいろいろご意見があろうかと思いますけれども、あとで討論の際に皆さんにご発言いただければというふうに思います。

田中先生が紹介されてイニシアチブを取られた学長研修会というのは、毎回非常に膨大な資料集というか、それを作られて、それをもとに議論されたということで、実はぼくも報道を聞いて、手に入れて一生懸命勉強させていただきました。

それでは引き続きまして、公立大ということで、実は国立大学法人法と同時に、先回の国会では、地方独立行政法人法というのが可決、成立いたしまして、これは公立大学も、地方独立行政法人のなかに入れることができる。そういう法的枠組みができて、それを前提として、現在公立大学の統廃合の問題と、それから法人化の問題が同時に表れてきて、しかもこれが、国立大学よりも相当スピードが早いわけです。とりわけ、きょう、お二方にご発言いただきますけれども、横浜市立大学では「あり方懇」というのが、廃校を含むという、そういう選択肢を提起して、3学部の統合案だとか、そういうのを出してきている。それから都立大学も現在の石原都政の下で、統廃合だけではなくて、意思決定システムや、あるいは学問体系や教育の在り方等含めて、相当、ある意味では乱暴な改革を進めようとしてありますので、これはある意味では、より国立大学より切迫して、すぐ目の前にある課題だというふうに思いますので、まず横浜市立大学の浮田さんのはうからご発言をお願いしたいと思います。

浮田徹嗣氏（横浜市立大学国際文化学部助教授、教員組合書記長）

【浮田】 横浜市大の浮田でございます。まず横浜市立大学の問題が起きてきた背景について説明をいたします。平成14年春、横浜市で新市長が就任し、民間でできることは民間で、というようなスローガンを掲げました。具体的に言いますと、保育所、それから市営バス、それから市営地下鉄、それから市立新港湾病院という病院、いくつもありますが、こういうものを民営化するということで、民営化に向けた私的諮問機関をつくり、市長の思惑に沿ったことを答申させています。その結果ですが、市営地下鉄が国から補助金を大量に受けていますので、結局民営化は断念せざるを得ない

方向に向かっていますが、保育所、市営バス、その他、病院等が民営化の線で今進んでいます。

そういう動きのなかで、平成14年6月に、今紹介がありました、横浜「市立大学の今後のあり方懇談会」という、市長の私的諮問機関が、個人名を出しますと、東京工業大学の橋爪先生が座長で、こういう機関が使われまして、その中間の答申で、横浜市立大学は1,140億円の赤字を抱えている。それから、全国的に見て下位グループの大学であるという理由で廃校か売却、場合によっては大胆な改革をするのが今後問われるというような中間報告が出ております。

ただ、この中間報告については、例えば1140億円の赤字というふうに言いましても、75年間かかる大学病院を2つ作り、また最先端の研究施設を次々作ってきた、その費用が累積して1,140億円であって、資産価値を考えると決して赤字ではない。こういう指摘がかなり識者から出たり、また全国的に見て下位グループの大学というのは、これは多分、受験生向けの資料だと思うんですが、上位10%校のリストだけを載せている、そういう本がありますが、それは受験生の偏差値、それから教員の論文の被引用数、それからマスコミに取り上げられた教員数等々、そういう数値をデータ化しております、これらの項目で上位10%校のリストに入っているんですね。それからセンターオブエクセルンスにも指定されておりまして、上位10%校のなかでは下位ではあるけれども、全国的に見て、下位グループの大学という指摘は当たっていないと。そういう指摘が有識者から出てきまして、最終的にこの「あり方懇談会」の答申が、平成15年2月22日に出たんですが、このときには廃校、あるいは売却という選択等を残しながらも、第1の選択肢としては、大胆な改革で生まれ変わる以外、存続はあり得ないという答申となっています。

これを受け取って、今年5月7日、横浜市長が学校を改革するという改革宣言というのを全国に発表しまして、これを受けて、学長が「あり方懇談会」の答申、それから地方独法化法案を念頭に改革を進めるという方針の見解を表明しております。

その後、学内に「大学改革プラン策定委員会」というのがつくられ、また横浜市のなかに、横浜市に横浜市立大学改革推進本部が設置されました。学内の「大

学改革プラン策定委員会」が、改革案を市に報告し、市からチェックを受けるというのを繰り返す形で、10月末には最終案が出るということになっています。それで8月末に横浜市に対する改革プランの案の報告が行われましたけれども、そのときには、先ほどもおっしゃっていただきましたが、うちの大学は2つキャンパスがありまして、片方は医学部と看護。それから片方は商学部、理学部、国際文化学部3つですが、その3学部を統合する。統合して、プラクティカルなリベラルアーツカレッジ化を図る。それから、横浜市が有するに値する地域貢献をする大学に変わる。教員は任期制にし、また年俸制にする。それから独立法人化を前提にするというような報告がされました。実際には公立大学の場合には、独法化するかどうかは、その地方自治体の判断でできますので、何も独法化する必要はないんですけども、独法化を前提とするというような改革案が出ております。

これは横浜市に報告されまして、横浜市総務局は教員の再就職という文言について質しまして、これに対して学長は、解雇ではなくて、解雇するという厳しさをもって臨みたい、という非常にあいまいな表現をして答えています。それから、財政局からは財政上の問題をどう考えるのかという問い合わせがありまして、これに対して、学長は最低限いくらくらいという交付金をもらわないと、市民の信頼にこたえることはできないという点は出して協力してほしい、という言い方で回答をしています。

この際に、「あり方懇」の座長でありました橋爪氏も出席していたんですが、あとで経費削減を強く望んで、これに対して学長は、2つスクラップして1つビルトする。削減できるところを削減するというような回答をしています。

横浜市立大学の改革案の現状について話をしたいと思います。問題点はまず、大学のあり方について、市長が私的諮問機関をつくって答申させ、その答申に従つて大学を改革するように求めるということが起きていて。これは教育基本法、学校教育法等を考えますと、法に抵触する暴挙と言えます。また独立行政法人化の際、教員の雇用が承継され、労働条件が守られることになっていますけれども、非常に微妙な表現なんですが、退職者の後任は採用しないとも取れる表現がされ

ていたり、独立法人化に当たって担当科目を無くして分限免職を考えているというようなことを事務局で考えているという噂が流れたりしています。独法化の際には、これはしなければいけないと、法的な問題があるんですけども、そういう法的な問題を無視して、生首を切る可能性を否定しきれないような経過で進んでいるというのが、横浜市大の現状です。

それから、全教員を任期制にする、あるいは年俸制にする。これは労働条件の変更を前提とした改革案でありますので、そういう意味では独立行政法人化の際には、労働条件をどうすると、こういうふうになっていくといったことが全く検討されないままに改革案が進められていますから、それを考えますとこれも問題になると見えられます。

さらに改革案の問題とは別の問題になりますけれども、既に昨年から教授会を無視して事務局は従来のやり方を変更し、新たな不都合が起きているというのが現状です。例えば事務室の、先ほど言いましたように、われわれのキャンパスには3つ学部がありますが、それぞれの学部に事務室があったんですが、3学部合同の、例えば教務に関する事務というのは3つの学部にそれぞれの教務の担当者がいましたけれども、3学部合同の教務の担当者がいる。事務局を統合し、事務職員を減らした分、教務に関する手続きが教員の仕事になってきているというんですね。あるいは学会出張を職免扱いにするとか、あるいは非常勤講師手当を一方的に減額するというような、このようなことを事務局が行っています。公立大学、というよりは、横浜市立大学の場合と言ったほうがいいかもしれませんけれども、常に設置者、つまり横浜市長とそれから横浜市長の命を受けた事務局主導で、対応が変わっていってしまうということが大変大きな問題であるというふうに認識しています。ですから、こういう問題に立ち向かっていかなければいけないというふうに考えています。

基本的に改革をする、国立もそうだとは思いますけれども、何か大きな変化を起こすというときには、通常プラン・ドゥー・シーという、まず計画を立てて実行して、その結果がどうなったかというのを検討するのが、これは当然だと思いますけれども、さすが田原先生のほうから、頑張れば経営もうまくいくはずなんだというふうに言われますし、頑張らないで突っ走っ

た場合に、じゃだれが責任を取るのか。多分、僕は、横浜市長がもともとが国會議員ですので、また国会に戻るから、大学改革をしたという実績をひっさげてというふうに考えているのだろうと思っていますが、市長が辞めたあと、その責任をだれが取るのかということをいつも疑問に思っています。

簡単ですが、横浜市大の抱えている問題についてご報告を終わります。（拍手）

【司会】 先生、どうもありがとうございました。プラクティカルなリベラルアーツカレッジというのは、平沼経産相がこの間、内閣改造の前に「応用に直結する基礎研究」というふうに、それと似ているような感じですね。それから横浜市立大学については、市民の会のホームページが充実しておりますので、皆さんもぜひご覧いただければと思います。

それでは引き続きまして、これもまた深刻な問題ですけれども、都立4大学の問題で、長谷川さんに報告をお願いしたいと思います。

長谷川宏氏（東京都立大学・短期大学教職員組合
中央執行委員

【長谷川】 都立大学の長谷川と申します、よろしくお願いします。このような一番表（おもて）が、「都立4大学の危機をめぐる諸問題」という資料を持参しましたので、もしお持ちでない方はこちらにまだあるかと思いますので、お受け取りください。

2003年8月までの経緯

「都立4大学の危機をめぐる諸問題」というレジュメに従ってお話ししたいと思いますが、まず今年8月までの経緯を大体ご説明します。詳しい経緯はそこにありますように、都立4大学の統廃合をめぐる危機の現状という文書が以下のホームページにありますので、ご覧いただければと思います。ざっとレジュメに年表のように書いてありますが、99年に石原知事が当選したころから、都立に4つの大学があるんですか、これを統合再編して、改革するというような話が動き始めました。石原知事の、都立大なんか民間に売り飛ばせばいい、という恫喝発言があったり、その翌月にはス

タンフォード大学のような大学をつくるという、よく1月でこんなに違うことが言えると思いますが、そういう発言があったりして、非常に改革の未来を暗示するようなことがあったわけです。このレジュメには入っていませんが、横浜市大と全く同じで、赤字がいくらあるというようなのが、外部監査によって出たりとか、そういうこともありました。

2000年までは少なくとも都立大が主体的に改革案を作っていたんですが、それは都側に蹴られた格好になりますが、2001年2月から主語が東京都に変わっていますが、東京都が主導して、私たちと協議しながら改革案を作るという体制になりました、2年あまりずっと改革案を作ってきたわけです。それで、授業の時間をどうするかというような、細かい作業に入っていて、もうほとんどできあがっていたところだったのですが、今年6月に大学管理本部長が首をすげ替えられました。大学管理本部長というのは、私たちの上の、役所の私たちを管理する部署の長ですが、首をすげ替えられました。これは悪い予兆なんじゃないかと、みんながうわさし合っていたわけですが、突然8月1日に石原知事が記者会見で「都立の新しい大学の構想について」を発表しました。

レジュメに書いてありますように、プレス発表の1時間前に4大学の総長、学長がお役所に呼ばれまして、「これからこういうものを発表する」と言って、プレス発表資料を渡されました。それ以上の説明もないし、質問も受け付けないという形でした。ですから、学長、総長でさえ、プレス発表以上の情報は何もないという状況で、プレス発表はいきなり行われたわけです。

その発表に当たって、石原知事は、あの方の暴言はあまりにも多いので、あまりインパクトがないかもしれません、「大学の先生と言っても人間で、人間というのは本質的に保守的だから、あーだこーだ嫌だとかヘチマだとか言うだろうが、そんな者はやめたらいいので……」と、われわれにひと言の相談もなく出てきた構想が、気に入らなければ辞めればいいとおっしゃるわけです。

「都立新大学構想」の発表とその後の検討過程の諸問題

その内容と諸問題についてはセクション2でまとめ

てあります。管理本部長がなぜ突然交代になったのかということなんですが、年表にありますように、石原知事は、これまでの日本にない全く新しい大学をつくるというのを公約の1つに掲げて再選されたわけです。その少しあとに、管理本部長が、ほぼできあがった改革案を石原知事のところに持っていったらしい。この辺はうわさなので、うわさとしてお聞きいただきたいんですが、それまでにあまり根回しを知事に対してしていなくて、いきなりほぼできあがった案を持っていたら、こんなものは駄目だといって、石原知事に蹴られて、蹴られただけではなくて、首を飛ばされてしまったと。新しい本部長が乗り込んできた。だから「ちゃぶ台をひっくり返す」という言葉が書いてありますが、そういううわさが流れていたんですが、そのとおりになったわけです。

内容ですが、本当に全く新しい大学なのかというと、これは非常に疑問であります。正直に申し上げて、決してよく練られた案でないということが、一目見て明瞭な、大体1ヶ月とか2ヶ月、われわれが2年以上かけて練ってきたものをぶち壊して、1ヶ月とか2ヶ月で作ったわけですから、ろくなものであるはずもないんですが、都立大の人文・法・経・理・工を廃止して、「都市教養学部」という意味不明の学部1つに統合すると。「都市教養」というのは、多分「都市」というのと「教養」というのはずっとキーワードとして前からいろんなところで出ていたものなんですが、それをただくっつけただけのもので、どういう意味なのか私には全くわかりません。

あと、新設がいくつかうたわれてあります。「観光・ツーリズム」「メディア・アート」「産業系デザイン」と、一見目新しく見えるだけで、今までの都立大学の教育研究とは何のつながりもないものが、いきなりポンと思いつきのように出されている。あと、「単位バンク」「東京塾」なども、思いつきのようなアイデアで、教育の改革というよりは、むしろ改悪につながるのではないかと思われる、一見マスコミ受けしそうな目新しげなものがいくつかちりばめられているというだけで、全く中身のないお粗末なものであるわけです。

それだけではなくて、プレス発表の資料には、「任期制・年俸制の導入。業績主義の徹底」という言葉が

入っているんですが、これは具体的にどういう内容のことを考えているのか、全く今に至るまで説明がありません。こういう言葉というのは、労使協議事項ではないかと思われるんですが、組合の質問とかに対しても、管理本部は今まで誠意ある回答を全くしていません。中身はわからないんですが、とにかくそういうものがプレス発表の資料に躍っています。

それでこの構想が出てからしばらくしまして、この構想を具体化するに当たって、協力を要請するというのが、管理本部からわれわれの大学の学部長クラスの方々へ来たわけですが、その協力を要請するに当たっては学部長として要請するのではない。学部のことをよく知っている、レジュメの(d)の、【管理本部長発言骨子】という文章があるんですが、これに(d)の下から2行目のところで「旧大学の資源に精通した方」。つまり学部の事情とかに詳しい方。だけど、学部長としてお願いするんじゃない。だからそれは裏を返せばどういうことかというと、学部に持ち帰って議論などしなくていいというか、むしろしてはいけないということなんですね。

説明の順序がごちゃごちゃしますが、その(d)の下から2行目ですが、「基本構想に積極的に賛同し、かつ旧大学の資源に精通した方」を設計の協力にお願いするということで、学部長クラスに声が掛かったわけです。まず賛同せよと。賛同しない方には協力していただかなくて結構。だからここでまず踏み絵を踏ませるわけです。だから賛同しないんだったら協力しなくていい、その代わりどうなるかわかりませんよという、裏の恫喝があるわけです。学部長としてお願いしているんじゃないと言いながらも学部長の立場にある方々ですから、ここで断ったらどうなるかわからない。そうすると同意せざるを得ない。

同意させて、同意書の念書のようなものを書かされるわけですが、しかもそこでの管理本部とのやりとりは、学部の構成員に対して守秘義務がある。学部の構成員に対して流してはいけない、そういう念書、約束を取らされたんだそうです。これも、それこそそれ自身が秘密なのかもしれません、漏れ聞こえてくる情報によりますと、そういうことになったわけです。ですから、学部長クラスの方を一本釣りして、イエスマンにさせる、反対とかさせないということを念書に

よって確認して、しかも守秘義務を課して、学部内、大学内での議論はさせないという形で、お粗末な新構想の肉付けの作業に当たらせるわけです。

順序が前後しましたが、この（d）のところで、この改革は「『大学の統合』や『新大学への移行』ではなく、4大学の廃止と新大学の設置」であると、そういうことを管理本部は言っているわけです。これは「NTT型 vs. 国鉄・JR型」ということが書かれていますが、こういうことがささやかれているわけですが、NTTというのは、電電公社から割合なめらかに移行したそうなんですが、それに対して国鉄・JRは、1回国鉄を廃止して、JRを作り、そこで採用するときに、国労組合を差別して、精算事業団に送ったりしたわけですが、その国鉄・JR型のことを都は考へてはいるのではないかと、そういうことがだんだん明らかになってくるわけです。

その下に書いてあるように、「4大学の廃止と新大学の設置は、設置者権限である」。この設置者という言葉も、東京都は2001年頃から大好きな言葉で、繰り返し、繰り返し私たちに使って洗脳するわけですが、設置しているのは都庁である。おまえらは設置されている立場に過ぎない。その「設置者責任の下で設計を行っていくので、旧4大学は新大学を設計する上でひとつの資源に過ぎない」。だからおまえらを使いはするけれども、おまえらは反対意見を言ったり、そういう権限はないんだ。新大学をつくる権限は都庁にあるんだと、そういう高らかな宣言です。

これは一本釣りされた学部長に対して、本部長が口頭で読み上げたそうなんですが、そういう事実も秘密なのかもしれません、そのあとでこの文書がごていねいに、プリントされたものが出てきたんです。私たちにもこの認識をきちんとしてもらいたいということかどうか知りませんが、その発言を印刷したものが回ってきたわけです。

「他大学からも賛同されている」とありますが、これははっきりしないんですが、一部の解釈では大阪府立大学や横浜市立大学のことではないか。もちろん、一方的な改革に反対している良心的な方々のことを指すんではなくて、それぞれの大学で一方的な改革を進めているサイドから賛同されている。向こうは向こうでタッグを組んでいると、そういうことらしいです。

その問題点をいくつか書いておきました。極度の「秘密主義」で事が進められているわけです。だから私も報告書をここでどこまで話していいのか、あとでその情報は、おまえどこから得たんだって、大学に帰って事務局長辺りに追及されるんじゃないかと、内心少しびくびくしています。この間は……、あんまり言わないほうがいいですね。ですからそういう守秘義務なんていうものをその大学の構成員に対して課して、議論を禁ずると。これは弁護士の方に相談したんですが、そういうものをもし課せられたとしたら、もしかしたらそれに反すれば罰せられる法的 possibility というのも生じ得るものだそうです。だから非常に学部長、一本釣りされた方々は苦しい立場に置かれて、激やせてしまつた方がいたり、大変な苦労をされているんですが、全く議論しない、持ち返らないで、事を進めるというわけにも、それは事実上不可能ですし、かといっておおっぴらに議論すれば守秘義務違反になる。そういうような異常な状況で、事が進められているわけです。結果として、当然教授会の自治なんていうものは全く無力化、形骸化しているわけです。そういうトップの方のキャラクターを反映した恐怖政治が敷かれているわけで、非常にみんなびくびくしているわけです。だから、意見や批判ができにくい。

私は8月1日に最初の構想が出たときに、頭に血が上って、思い切り批判するメールをそこらじゅうに、学内に流してしまったんですが、ふと気が付いてみると、そういうことをしているのは私ぐらいで、みんな怖いから黙って様子を見ているわけです。それで自主的沈黙という言葉がありますが、みんな最初黙って様子を見ている。それでどうも自分のセクションは安泰そうだということがだんだんわかってくると、あえて自主的に沈黙するというような傾向も見られるわけです。下手なことを言って、にらまれるよりは、どうも自分の村は安泰みたいだから、黙っていようという、もちろん表立って言う人はいませんが、そういうものを、学部や学科によってかなりトーンの温度差があるわけですが、その裏にはこういう自主的な沈黙というものがあるのでないかと私は感じています。ですから、前、学長の方々のお話で、分断し、競争させ、統治するというような話がありますが、まさにそれがうまくいっているというか、おらが村が安泰のところは

黙ってしまう。そういうような状況が生まれつつあるのをちょっと心配しています。

別の学長の方がおっしゃったように、反対するといしペ返しが怖いわけです。人文学部はリストラのターゲットになっているわけですが、人文学部はこの改革案に、学科なんかによっては温度差こそあれ、一番大学のなかでは反対してきたわけで、だからこそリストラのターゲットになったのだというようなうがった見方も大学内にはあるわけです。そういう非常に恐怖政治が敷かれている。そのなかで一本釣りした協力者に踏み絵を踏ませて、イエスマンになることを強要する、そういうようなことが行われているわけです。

大学院も、都立大の大学院というのはかなり過去に研究者をたくさん輩出してきた実績があるわけですが、学部構想がかろうじてお粗末なものがあるだけで、大学院の構想は全く今のところ見てこない。つくる気さえ、一時は危ぶまれていたわけです。つくるらしいという情報が、まだ非公式の情報ですが、すべては秘密の中ですから、つくるつもりはあるらしいという情報が流れてきてはいますが、どういうものになるか、今までよりいいものになる可能性は多分ないであろうと思います。特に人文系は。

それから「観光ツーリズム」とかそういう、なんていうか、メディア受けを狙った新設学科をつくる手前上、でももちろん、全体として増員する気なんかさらさらないですから、どこかでリストラしなきゃならないわけですが、そのターゲットが人文の、特に文学系です。私は言語学をやっていて、英文科に所属しているんですが、まさに文学系がターゲットになって、7月31日までの改革案では、人文学部は、今百何十名いるのを、100名ちょっと削減するという案だったんですが、それが一気に定員64名に削減するという、ものすごいことになっています。これももしかしたら秘密かもしれません、どこまでが秘密だか、すべてが秘密の中なのですが、そういうものすごい話になっていまして、ですから大量の定数外の方が出るということで、この方々の雇用がどうなるのかもよくわからないという状況です。

最近の動き

最新の動きとしては、資料をいろいろつけておきま

したが、総長が重い腰を上げて反対声明のようなものを出したりもしていますし、人文学部などの抗議声明も出されています。それからきのう辺りから、1人1人の教員に対して、「おまえはここへ行け」という配置の内示があります。私はまだもらっていない。内示に当たって、また同意書に署名させられるという、踏み絵を踏まされるというようなことも生じているということです。私のところにはまだ来ていませんが。

さまざまな取り組み

取り組みとしては、資料としておつけしました意見広告であるとか、あと顧問弁護士に相談して、自由法曹団という弁護士さんの団体にプロジェクトを立ち上げていただいて、場合によってはILOに提訴することも視野に入れています。

それから都議会へ要請をしたり、それからあと、資料をつけておきましたが、これは横浜市立大学の取り組みにならったんですが、都立大の中以外の方々が中心になって、シンポジウムを立ち上げてくださいまして、明日行われる予定ですので、ぜひ皆さんもご都合がつく方はご参加およびご参加の呼びかけをお願いします。

それから、新大学憲章というようなものを制定したりとか、そのような試みもしていますが、最近厳しい状況です。

時間が過ぎて、すみませんでした。（拍手）

【司会】 どうもありがとうございました。それではだいぶ時間も押してまいりましたけれども、大学改革の問題というのは、これは日本だけの問題ではなくて、世界的に大学の持つ意味とか位置づけというのは、さまざまな形でえていくこうという動きがあるわけです。本日は韓国から、韓国の国立大学運営に関する特別法という高等教育政策という全体にかかる問題が今、中心的に議論されているということで、韓国教授労組の朴巨用（パク・コヨン）先生にお越しいただいていますので、ご発言いただければと思います。通訳の方をはさんでお願いするということですので、よろしくお願いします。

【司会】 どうもありがとうございました。セッションの時間はもう予定なんですけれども、一、二質問を受け付けますか。じゃ、あと3、4分だけ、この第2のセッションについてのご質問があれば、お出しください。

【イノウエ】 この反対というのは、具体的に何を、どういうことをすると蹴られるかという、そういうことがわからないと何もできないです。あと、改革のときに、それは不当なものがあるなら、ここどこが悪いから、ここここを変えたら、ここここがこうなる。これは通常の契約と同じです。何を話して進めているのですか。

【 】 今のご報告とこの会では同じなんですが、両方ちょっと答えていただきたいですがね。こういうプランを一体だれが作っているのかって、教えてほしいことなんですが。

【豊島】 すみません、マイクを通してください。録音していますので。

【 】 要するに、一体どの程度のグループが、どの程度練ってこういうプランを作ってきてているのか。わかる範囲で教えてほしいというのが率直なところなんですよ。つまり、ほとんど論理的に破綻しているという、初めからね、都市教養学部とか、そんなものが学問として成り立つかどうかと言ったら、成り立たないだろうとだれも思うわけですよ。だけど、臆面もなくそういうものを出してくるという、これが一体まじめにどの程度考えて出してきているのか。その辺のことを教えてほしい。つまり逆に言うと、こういう荒唐無稽なものに、逆に、さっきの同意書で、再設計に参加しますというやつがありますけれども、こういう荒唐無稽なのを、つまり弥縫策、教員を参加させることによって、なんとか弥縫していくという、こういうやり方ではないかと思うんですね。その辺で一体、この問題、なんて言うんだろう、本当にこの路線でいけるものなのか、どうなのかというところから確認していくかないと、対応の仕方というのが出てこないと思

うんで、その辺もちょっとわからないので教えていただきたいと。

【浮田】 われわれの大学も非常によく似た学部運営になっておりまして、この国際教養学府という名称になるだろうというふうに、今考えられているんですが、われわれのところも秘密主義で、箇口令が敷かれている、だれが、どこで、どういうふうに案を作っているのか、そういうのが全然わからない状態なんです。それで、案ができた段階で、大学の評議会に示されますけれども、評議会で意見を述べても、その意見は聞いておくと。ただ意見は聞いておくだけで、別にその意見に対して、何らかの意見を反映していくというか、そういうことは全く行われておりません。また教員提案としての対応としては、箇口令が敷かれているためにだれが改革案を作っているのかわかりませんけれども、教員のほうでまとまって対案となるような別の選択案を作るといった対応はしていますが、あるいは、先ほども指摘しましたけれども、法に触れるような改革案ですので、都立大学と同様に、弁護士と相談しながら、場合によっては法律的な対応をすることも考えています。ただ、実際にまだ最終的にどうなるか、向こうが示してこないうちに、法律闘争するわけにもいかないし、実際に首切りが起きてから法的な方向に向かっても、JRと同じように、10年かかってしまったります。その辺で、どういうふうに運動を、改革というか、改悪ですが、改悪に対する運動をしていったいいか、模索している途中です。よろしいでしょうか。

【イノウエ】 全然向こうの話ちょっと。満州事変の時と同じなんです。どんどん進めて、しょうがない、しょうがない、しょうがないと言って、結局自滅するまでいくというスタイルのまましか、何も今のところそれ以上何も言われてないし。だから例えば満州事変の時だって、例えば石油が何ガロンこうだからこうだとか、そういう感じの数量的なものを何も言ってないんですよ。感情的なことばっかり、あいつのまずいとか、いくら言っても、全然それ、主觀だけでしょう。だから、例えば、今横浜市内では何%の人がこの職員組合なるものにいて、対抗馬として存在しているとか、

そういうことが何もわからないと、単に感情的だけで言っているだけで、何も先に進まないような気が僕はするんですけどね。だからそういうことはもちろん、把握されているとは思うんですけども、だけど具体的に、ここまでやって駄目だったと、要するにそういうことを科学的な手法というのが何も取られていらないような気がしてしまうがないんだなー。だから、そういうのは、これは聞いているほうがだんだん形勢が悪くなれば元気なくなるよね。それで今、その道をまっすぐらという気がしてしまうがないんですね。やってもやったことにならないんですね。

それが、その力関係によって、例えば言葉遣いがつて難しいですよ。例えば話を聞いているんじゃなくて、（話を聞く気がない統治側にガス抜きで）話させられるだけなんです。だから聞いてないんです、あれは。最初から話をさせているだけであって、聞こうなんて耳を持ってないんです。だからそういうときには、そういう耳を持ってないという表現をしなきゃいけないわけ。（それを第3者に）聞かせるとかね、なにしろいつも（統治側にもっともらしく）話されているから、そういうことをはっきり言わないと、絶対に通じないです。日本語というのは非常にそこら辺があいまいな言葉で、まあまあ、まあまあでうまくいくようにできている言葉ですから、いかないときには全然機能しないんです。それを余程気をつけないと、何も多分できないんじゃないかな。僕はつくづくそう思って、今聞いてるんです。

結局、何か各自が自分ができること何をやるか、これに関してどうするか。例えばこの鹿児島大学だったら、もっと地方に密着しているから、鹿児島大学の周りの人が、その鹿児島大学がそんなふうになるのはまずいとかいう意見が、自然に起こってくる。なんかそういうふうになってない限り、存続意義がないわけですね、現実の問題として。多分、教育制度でそういうこといくらでも言えるし、いくらでもできるんだけど、具体的に（人々が）それを良くないという状態にするかということが今問題なんですね。だから、なんか知らないけど、ぼくも別に妙案があるんじゃないんだけども、聞いている限り、何も進歩してないという気がして、恥ずかしくてしょうがないんですね。ほんとに残念なんです。

【司会】 都立大学の長谷川先生どうぞ。

【長谷川】 やはり、ある意味で横浜市大と全く同じで、とにかく徹底した秘密主義ですから、私たちは、8月1日のプレス発表以上の情報を、公式にはほとんど持っていないんです。だからきょう皆さんのが持ちになつた情報は、都立大の教員が公式に持っている情報よりはずっと多い情報で、実はこんなもの、本当は出しちゃいけなかつたのかもしれないですが、こういう同意書が回っているとか、これもその同意書にサインした人には渡されているんですが、こんな細かい、あまり細かくないんですが、8月1日より少し細かい構想をお配りしてありますが、あまりこのままどこかに載せたりしないでいただきたいんですが、私に何か弾圧が及ぶかもしれません（笑）。これは公式にはまだ、都立大の全教員には届いていない情報です。ですから8月1日のプレス発表以上の情報は、私たちは公式には何もない状況で、こういう情報があると言つて闘おうとすると、それはどこから来たんだ。学部長は一本釣りして、作業をやっているけど、守秘義務があるはずだと。その情報はどこから来たんだということになりかねないわけですね。そういうひどい状況の下で闘わざるを得ないということです。

私たちの場合は、一応7月31日まで、2000年までは自主的な改革案を作っていたんですが、それが2001年以降、都庁の主導になって、私たちとしては不満があるんですが、7月31日まで作ってきた改革案というものがあって、そこに立ち戻るべきだというのが一応基本的な立場ですが、ただそれは、トップに立つ方の性格などを考えると、非現実的であるというような意見もありまして、全学一丸となって、この8月1日以後のことを全部ひっくり返すというふうな運動に持つていけるかどうか、なかなか、取りあえずおらが村が安泰のようだから、このまま黙つていようというような方もいらっしゃる感じで、全学挙げて闘っていくのは、なかなか難しいなとは思っていますが、そのレジュメに書いたような取り組みを、微力ながらしてはいきます。ということでよろしいでしょうか。

【司会】 これ、複数の人は持っているんですね。

【長谷川】 だから、もう同意書にサインした人は持っていると思います。私はまだこれ来てないんで。

【司会】 いやいや、複数の人が持っているものは、もう出しても大丈夫です（笑）。という線で、情報はオープンにしていかないといけないので。

まだまだいろいろ論点があると思いますし、それから韓国の朴先生のお話のなかにも、われわれと非常に類似の問題というのが浮き彫りにされていたと思いますので、それは後ほど総合討論のときに今一度立ち戻って議論したいと思います。

ちょっと押しておりますけれども、35分ぐらいまで休憩いいですか。よろしいですか。はい、じゃ7分ほど休憩時間を取ります。

セッション3：これから運動 大学のありかた、「中期目標」問題、労働協約問題、法廷闘争、教基法改悪問題との関連

【司会】 それではそろそろ始めたいと思いますので、廊下の方、着席をお願いします。始める前にちょっとお尋ねですが、先ほども申しましたように、多分6時半ぐらいになるかと思いますが、懇親会を予定しておりまして、居酒屋ですから安い料金だと思っておりますが、先ほど紙を回しまして、名前を書いていただいたんですけど、これに書いておられない方で、出ようかという方がいらっしゃったら、手を挙げていただけますか。ではよろしいですかね。

それでは最後のセッションを始めたいと思います。最後はお二人の方にお話をさせていただく予定でしたが、水島さんが体調が不良ということで来られないということでしたので、代わり岡山先生にお願いします。それからもう一人、新潟大学の成嶋先生、お二人のお話を、一応15分ということで、非常に短い時間で恐縮ですけれども、していただいて、そのあと十分な時間を取って討論ということにしたいと思っております。

5時過ぎごろに、櫻井充議員がいらっしゃいますので、そこでまた15分程度のお話をさせていただきます。それからこのプログラムの時間が間違っておりまして、2時間ですから120分ですね。ですから70分程度の、1時間以上の議論の時間がございますので、十分議論していただけると思います。それでは早速、岡山さん、よろしくお願ひします。

岡山茂氏（アレゼール日本）

【岡山】 アレゼール日本の岡山です。午前中もアレゼール日本について紹介させていただきましたけれども、きょうは発表する予定だった水島さんが体調を崩して来られないというので、午前中の話の続きのような形でフランスの大学改革とそれへの反対運動の状況についてご紹介したいと思います。

アレゼールというのは、1992年にパリで創設された大学教員の団体ですけれども、私たちアレゼール日本は彼らと会話することによって大学問題をよりよく理解しようと試みています。

フランスの場合、そもそもの出発点というのは 1988 年の段階でのコントラクチュアリザシオンと言われ四ヵ年契約制の導入だろうと思います。これは日本と同じように（というより日本がフランスの真似をしたのですが）、それぞれの大学が自らの現状を分析して 4 年間の発展のための計画を立案し、それを元に国民教育省と交渉することで、四年間にわたって自由に使える予算を手に入れるというシステムです。当初は予算全体の 5 % にしかすぎなかつたんすけれども、大学が自由にできる予算というのはそれしかなかつたために、ほかの 95 % 以上の重要性を持ったと言われています。

88 年に導入される以前にも、契約による予算の獲得というのはなんどか試みられました。しかしそれはうまくいかなくて、88 年の導入が非常に有効であったと言われています。その理由はいくつかあります。まずそのころミッテランが再選されて、ロカル内閣が誕生するんですけども、ロカル首相は教育を最優先課題にすると発表しました。そしてリヨネル・ジョスパンが教育相に任命され、クロード・アレーグルがその顧問が就くわけですけれども、彼らが四年間コンビを組んで国民教育省を支配したということが大きかつたといわれています。彼らは国民教育省のなかに新たな部局を創りました。大学開発計画局というのがそれで、グルノーブル大学の総長であった人をその局長に据えました。彼は自分の手下をひき連れて乗り込んできて、かつてからある高等教育局を批判しました。高等教育局は自らの組織防衛のために大学をないがしろにしているというような批判を突きつけられ、適当な反論もできないままに凋落してしまうことになります。それから大学開発計画局は独自にゼロから中期契約のアイデアを練り上げて大学に説明しました。中期契約とは何か、よりよい計画とは何か、悪い計画を出した大学にはどうするか、などを決めていったそうです。ゲームの規則を作って、それぞれの大学に期待されることを説明するということから始めたわけです。

次にジョスパン教育相ですけれども、88 年の段階で彼は教育の脱中央集権化に反対であると見なされていました。しかも契約制というのは教育の私事化（パリバティザシオン）とは異なると思われていたこともあって、組合の反対を引き起こすこともありませんで

した。経済は好況であつたし、ロカル首相が教育を最重点課題としたために潤沢な予算が高等教育にもたらされて、反対はあらかじめ抑え込まれたことがあります。また、国会を通す必要のない省令として通達を出しているんですね。もとより大学の自治を増大させ、補助的な予算を大学と交渉するというやり方は、大学側にも反対する理由がなかったということです。

このように大変巧妙なやり方で導入されたものですから、88 年に導入された四ヵ年契約制度というのは 90 年代にしづかに浸透していくことになったわけです。やがて契約による予算は運営費の 10 % までに拡大され、90 年代半ばになると教育、研究、運営、管理のための予算がまるごと契約の対象になります。地方分権の流れもあって中央の統制も緩くなり、一定の国家的な枠組みのなかではありますけれども、画一的に全国的なものであったフランスのシステムはかなりフレキシブルなものになりました。一定の国家的な枠組みというのは、国立大学の教職員は非公務員化されるという日本の状況と違って、フランスではいまでも公務員のままであるということです。フランスでは実質的にはかなりフレキシブルなシステムになりながら、公務員の制度は維持されています。最も重要な予算である人件費は国から今でも直接交付されています。イギリスやオランダやアメリカでは、それさえもそれぞれの大学の裁量に任されているんですけども、フランスでは公共サービスとしての高等教育とリベラリズムによる活性化をできるだけ衝突のない形で共存させるような政策が採られていると言えると思います。

ところがここにきて対立が激しくなってきます。リュック・フェリーという教育相が現れて、これまで水面下で進んでいたネオリベラルな政策が正面から取り上げるようになりました。これがいま大きな反発を呼んでいるのです。

どうしてこういうことになったかというと、第一に、88 年の段階でジョスパンとアレーグルのコンビが契約制を導入しましたよね。それから 10 年後の 1998 年になると、ジョスパンが首相となり、クロード・アレーグルが国民教育大臣となって、さらに改革を推し進めようとしたのです。98 年にはソルボンヌ会議が開かれ、ドイツ、フランス、イタリア、イギリス

の教育相を集めて高等教育のためのヨーロッパ空間を作るという宣言がなされました。翌99年にはボローニャ会議が行われて、その方針に30カ国ほどが署名しています。もう終わったと思うんですけど、ベルリンでいま行われている会議では、ボローニャ以後の4年間の動きが総括されようとしています。いまや40カ国が署名していると言われます。つまりフランスが作った路線が、アレーグル、そのあとラング、それからフェリーという教育相によって基本的には継承されているわけです。リュック・フェリーは今年の5月に改革案を発表したんですけれども、組合側などの反発によって法案はこの秋に再提出ということになっており、これからの状況が注目されています。

第二に、財政赤字を削減するという要請があるなかで教育予算が絞られているということがあります。リュック・フェリーは大学が総合予算というかたちで、自分たちの優先事項に即して予算を決められるようにし、人件費さえ自由に使えるようにすると言っていますが、そういうネオリベラルな政策に組合からの反発がおきているわけです。例えば定年退職で空いたポストの人件費を学長の裁量でほかの予算に回せるようになったりするわけです。しかしそういう「自由」を大学に与える代わりに、大学は自らの使命への責任を果たさねばならないとフェリーは言います。たとえばこの春にパリ第11大学では、予算の節約のために一週間大学を閉鎖するという過激な対応に出ましたが、そのようなことがないように大学の責任をきびしく追及していくというのです。さらに地方との連携を深めることも求めているし、大学の国が交わす四ヵ年契約に地方もパートナーとして加わることを求めてもらいます。それともう一つ、教員のステータスの見直しです。これまでフランスの大学教員には年間192時間の講義義務だけが定められていたわけですけれども、これからはそういう講義義務以外にも大学ごとにそれを変更できるシステムにすると言っています。

最後にヨーロッパの大学空間を創るためのシステム改革です。LMD（リサンス・マステール・ドクトラ）という三つの学位でヨーロッパの大学システムを統一するといいます。そのために単位の数え方まで画一化されて、それぞれの大学の自治が骨抜きにされようとしています。学生数が1万5000人以下の大学はヨー

ロッパレベルでの競争に打ち勝つことは難しいので、統合や吸収の対象になるということも、とりわけ地方の大学を不安に陥れています。

こういう政策を推し進める背景には、いま改革しないとアメリカの思いのままにヨーロッパの教育市場が荒らされてしまうという危機感があります。改革派はむしろそのような危機感を煽りながら改革の必要性を訴えているのです。じっさい分校とかバーチャル・ユニバシティとかという形で、どんどんアメリカの大学がヨーロッパに入ってきているわけです。しかしヨーロッパの大学空間を創造するとはいっても、98年以来のフランスの高等教育政策はナポレン的であるとともに、むしろアングロサクソン的でもあるようなネオリベラリズムを隠しているのです。アレゼールはむしろ、ナポレオンに抵抗しながら中世以来の大学を近代に蘇らせようとした19世紀初頭のドイツの大学をモデルにしながら、大学人が国境を越えて連帯することによってヨーロッパの大学を実現させようとしています。彼らの提案する改革へのオルタナティブは、ヨーロッパの多様性を擁護するものです。それが受け入れられるかどうかはいまだわかりませんが、彼らの視点がいまの改革の無謀さを批判する上で有効に機能するものであることは確かだと思います。簡単ではありますがいまフランスで進められている大学改革と、それに対するアレゼールの立場を説明いたしました。（拍手）

【司会】 どうもありがとうございました。もし簡単な質問がございましたら。

【蔵原】 工学院大学の蔵原です。最後におっしゃった、統一的な理念での改革を目指しているという中身のところを、もうちょっと。ナポレオン的というのもよくわからないんだけど、具体的には何を行うんですか。

【岡山】 フランスでは中世以来の大学は大革命によって廃絶させされたわけですね。そのあと、ナポレオンが出てきて大学を復活させるのですけれども、そのときにナポレオンは、大学を学部ごとにバラバラにしちゃった。つまり大学という枠組みを壊してしまったわけです。その一方で、グランド・ゼコールといいうたいへん実学的な高等教育システムを充実させました。ところでナポレオンに占領されたプロシアにおいては、

そのようなフランスに抵抗するためにベルリン大学が構想され、教育と研究を基礎にした近代的な大学を成立させたわけです。ですからナポレオン的な高等教育システムへのアンチテーゼがベルリン大学であったということになります。そして普仏戦争に負けたフランスは、第三共和政のときにドイツのモデルを導入して大学を再生させました。19世紀末に再生したこのフランスの大学が、それから100年後のいまグローバリゼーションのなかで危機に瀕している、という認識がアレゼールにはあるのです。彼らはドイツとフランスの大学人が共有できる大学の理念があり、それを共有したうえでそれぞれの伝統を守ることもできると考えています。そしてそのような考えをもつ大学人の連帯を、ヨーロッパ規模で推し進めようとしているのです。それが彼らなりのグローバリゼーションへの抵抗であるということになります。

【司会】 どうもありがとうございました。それでは続きまして、成嶋先生にお話ををお願いしたいと思います。レジュメがあったと思いますが、ではよろしくお願ひいたします。

成嶋隆氏（新潟大学法学部／日本教育法学会会員）

【成嶋】 新潟大学の成嶋です。「国立大学法人法と教育基本法『改正』問題」と題した、A4両面刷りで3枚、6ページのプリントを用意しました。ほぼ、このペーパーにそって話をいたします。

午前中の豊島さんの報告のなかで、「教育行政や教育法を専門とする人々の〔法人化問題に対する〕反応が鈍かった」というご指摘がありました。まさにそのとおりであります。私は日本教育法学会に属していますが、教育法学会が法人化問題の重大性について十分に自覚していたとはいいきれません。その点での《自己批判》をふまえて、お話しさせていただきます。

話の内容は、法人化問題が、現在具体的な政治日程にのぼっている教育基本法（以下、教基法）の「改正」問題とどのようにかかわるかということであります。結論からさきにいいますと、私は、国立大学の法人化が教基法改正（改悪）の《突破口》ないし《露払い》

の役割をはたすことになる、とみております。その理由を、以下に述べたいと思います。

まず、法人法の問題点については、資料の「I 国立大学法人法の主要な問題点」に示しましたのでご覧ください。これはみなさんご承知の内容ですので、説明は省略します。

次に、資料の「II 教育『改革』における高等教育・科学技術『改革』の位置」というところですが、ここでは、現在の全般的な教育改革において高等教育改革ないし科学技術改革が、相対的な重点となっているということを指摘しました。具体例としては、80年代の臨教審改革があります。この改革は、高等教育および学術研究の分野から着手されております。また、教基法改正を提言した今年3月の中教審答申にも、そのことがうかがえます。たとえば、答申の「第2章 新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について」の「1 教育基本法の改正の必要性と改正の視点」の項では、「21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」という観点から必要とされる理念・原則として、まず「(1) 信頼される学校教育の確立」をあげ、その次に「(2) 『知』の世紀をリードする大学改革の推進」をあげています。そして、その部分の解説ではこう述べています。「これから知識社会における国境を越えた大競争の時代に、我が国が世界に伍して競争力を発揮するとともに、人類全体の発展に寄与していくためには、『知』の世紀をリードする創造性に富み、実践的能力を備えた多様な人材の育成が不可欠である。そのため大学・大学院は教育研究を通じて重要な役割を担うことが期待されており、その視点を明確にする。」このように、高等教育改革は現在の教育改革の背景にある《メガ・コンペティション時代における国際競争力の強化》という命題に直結しており、その意味で、この分野は教育改革のなかで相対的な重点となっているということがわかります。

次にすすみます。ここからは、国立大学の法人化が教基法改悪の突破口となりうる《内在的》な理由を、いくつかの点について述べたいと思います。

国立大学法人法は、教基法の規範といろいろな面で緊張関係にありますが、ここでは3つの条文に即して、その点を指摘します。

まず第1点は、教基法10条との抵触という問題です。

教基法10条というのは、次のような規定です。

教基法10条

(1) 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。

(2) 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

1項と2項の、それぞれ最初の部分にご注目ください。1項は「教育は」、2項は「教育行政は」という書き出しになっています。1項でいう「教育」というのは、日常的・具体的な教育実践のことをさしています。大学でいえば日常的な教育研究そのものをさします。その「教育」が「不当な支配」に服さず、国民全体に対して直接に責任を負って行われなければならない、というのがこの条文の趣旨です。これらを、私は「自主性」原理および「直接責任」原理と呼んであります。

前者の「自主性」原理については、「不当な支配」の主体はだれかという論点があります。この点については、教基法の制定に実務レベルでたずさわった当時の文部官僚の書いた『教育基本法の解説』という書物（1947年発行）これは、教基法の「立法者意思」を示した書物です が参考となります。そこでは、戦前の教育行政における官僚支配、とくに文部官僚による教育内容支配に対する批判と反省が述べられており、それをふまえたのが、この「不当な支配」の禁止規定であるとされています。つまり、「不当な支配」の主体として真っ先にあげられるのは文部官僚であり、教育行政当局による教育への「不当な支配」こそが禁止されているということなのです。

次に後者の「直接責任」原理ですが、これは、親を中心とする国民からの信託を受けた教師（集団）が、専門機能の発揮をとおして直接的に信託に応答する、そういうかたちで責任を果たす、という意味です。この「直接責任」原理について政府・文科省は、そのほんらいの意味をねじ曲げる解釈を行っています、つまり行政解釈は、「教育行政機関が教育内容をきちんと統制することによって、国会をとおして主権者国民に責任を果たすことができる」という論法をとっています。私は、この理屈を《間接的行政責任》論と名づけていますが、これは教基法10条1項の趣旨とはまったく別物です。

教基法10条2項は「教育行政」が主語になっています。この条文で大事なことは、教育行政の任務が外的な条件整備に限定されているという点です。いいかえれば、教育のいわゆる「内的事項」つまり教育の内容や方法については、行政はタッチしてはならないということです。行政は、学校の設置、施設・設備の整備、教職員の配置あるいは教育財政の確保といった、教育の外的な諸条件の整備に専念しなければならないというのが、10条2項の趣旨なのです。

この教基法10条にてらして、国立大学法人法にはどのような問題点があるでしょうか。同法は、文科相が各大学の「中期目標」を決定し「中期計画」を認可する、これらの「達成度」が評価委員会の評価にかけられ、その結果にもとづいて運営費交付金の配分や組織・業務の改廃が決められる、というシステムを導入しています。このような国家統制のしくみは、戦前の日本の大学制度にはなかったものであり、諸外国にもこういった例はみあたりません。実際、国会審議でも「外国の例はあるか」という質問に対し、文科省は答弁できませんでした。諸外国との比較においても、きわめて異常なものであるということがわかります。

初等中等教育に対する現在の国家統制のしくみと比べた場合はどうでしょうか。初等中等教育に対しては、学習指導要領や検定教科書による教育の国家統制があるわけですが、このうち学習指導要領による教育内容統制について考えてみます。学習指導要領は、文科相が教育課程の国家基準として公示する文科省の告示ですが、裁判所の解釈では、学習指導要領は、それが「大綱的基準」つまり大枠の基準にとどまる限りで、かつ特定の教育実践を強制するものでない限りで、法的な効力をもつとされています。文科省自身、最近では学習指導要領を「弾力的に運用する」といっています。ですから、たしかに学習指導要領による教育実践に対する《縛り》はありますが、それは、個々の学校におけるパフォーマンス、つまり学習指導要領の《達成度》が《評価》にさらされ、それにもとづいて予算が重点的・選別的に配分されるというシステムではないわけです。これと比べますと、国立大学法人法におけるさきのようなシステムは、初等中等教育に対する現在の国家統制のシステムに《勝るとも劣らない》ものであるということができます。この点について、教育社会

学の中田康彦氏は次のような指摘をしています。これは、今年4月に行われた「教育学関連15学会共同公開シンポジウム」における中田氏の報告のなかでの指摘です。それによれば、従来の学習指導要領などによる教育の管理は「プロセスの管理」であったが、最近ではそれに加えて「評価による管理」の手法が、一種の「上乗せ」として登場してきた。「このような管理手法の上乗せが最も典型的に現在現れているのが、国立大学法人化だ」とされています。重要な点は、このような《新手》の管理手法が、教基法10条に真っ向から反するということです。つまり、国立大学法人法のしくみは、教基法10条と強い緊張関係をもつということです。

国立大学法人法と教基法の緊張関係を、次に、同法の6条2項についてみてみます。教基法6条2項とは、次のような規定です。

教基法6条2項

法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

とくに注目していただきたいのは、この条文の後半です。教員の職責が十分に果たされるよう、その身分の尊重と待遇の適正が期せられねばならないとしています。この条文との関連ですぐに思いつくのは、法人化にともなう国立大学教職員の「非公務員化」の問題です。国会の審議でも、一律非公務員化の「法的根拠」について政府は答弁できませんでしたが、まさに説明のつかない、一方的な身分の剥奪です。法人化後は、国家公務員法・人事院規則・教育公務員特例法などは適用されず、一般労働法制のもとで、極端にいえば教職員の身分保障の問題は、就業規則レベルにまで、いわば《格下げ》されます。身分問題に関して一種の法的な《空白状態》が生じるわけです。これらのことは、いずれも教基法6条2項に真っ向から反します。

これに関連して、運営費交付金の配分の問題でも気になることがあります。運営費交付金は「標準運営費交付金」と「特別運営費交付金」との2本立てになっていますが、後者の特別運営交付金の配分を受けるためには、「特色ある研究教育」を実施すること、あるいはその面での実績をあげたことを証明しなければなりません。もしそれを示すのが不可能な場合、あるいは6

年後の評価でそういう研究教育が行われていないという評価がなされた場合には、《組織的ナリストラ》が行われることになります。これは教員の身分を極度に不安定にするもので、もちろん教基法6条2項に反します。

次に移ります。国立大学法人法と教基法3条1項との緊張という問題です。教基法3条は教育の機会均等について定めた条文で、次のとおりです。

教基法3条

(1) すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

(2) 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならぬ。

この条文については、「法の下の平等」を定めた日本国憲法の14条1項との違いを確認する必要があります。憲法14条1項では、差別が禁止される事項（差別禁止事由といいます）が5つあげられています。「人種」「信条」「性別」「社会的身分」そして「門地」です。これに対して教基法3条1項では、これら5つにプラスして「経済的地位」というのが入っています。教基法の立法者は、経済的地位によって教育の機会が左右されてしまうならない、つまり教育の機会が平等でなくてはならないということを、1947年の時点で条文として盛り込んだわけです。これは教基法立法者の《卓見》であるとみることができます。この条文にてらした場合、国立大学の法人化でほぼ確実に予想される授業料の値上げ、学費の値上げが、大きな問題点として指摘されねばなりません。このことが高等教育を受ける機会の不平等をもたらすことは明らかであり、その意味で教基法3条1項と緊張関係をはらむことになります。

なお、教育の機会均等について、国際人権規約という国際条約（日本は1979年に批准）でどう定めているかを紹介しておきます。この条約にはA規約およびB規約の2つがありますが、A規約の13条1項cに、「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」という規定があります。現在、日本では初等教育と前期中等教育

(義務教育の部分)が無償となっていますが、この条約では、高等教育についても無償教育を漸進的に、少しづつ導入することによって機会の均等を保障せよと定めているわけです。ところが、日本政府は1979年にこの条約を批准する際、この部分について《留保》しています。つまり日本政府は、高等教育については無償にしないということを宣言しているのです。国立大学法人法が経済的地位による教育機会の格差を事実上容認しているのは、このような事情も背景にあるのではないかと思います。

次の論点に移ります。資料で「基本法 基本計画スキームの先取り」とした部分です。ここでは、次のようなことを問題にしています。

教基法の「改正」を提言した3月の中教審答申では、教基法の「見直し」と同時に、「教育振興基本計画」を策定する根拠となる規定を同法に盛り込むことを提案しています。これが、たいへんな《くせもの》であります。

現在、「基本法」という名称をもつ法律は20数本あります、そのいくつかでは、まず「基本法」を制定し、その基本法にもとづいて「基本計画」を策定するという手法がとられています。それを、ここでは「基本法 基本計画スキーム」と呼んでいるのですが、この方式を教育の分野にも導入すべきである、というのが中教審答申の趣旨です。従来も、いろいろな「教育計画」はありましたが、これらはすべて《文科省限り》の計画でした。「基本計画」となりますと、これは閣議決定を経て決められるものであり、政府全体の国家計画に《格上げ》されます。そういう方式を導入すべきであるというのです。

このことがどういう問題をもつかについて、いくつかの発言を紹介します。まず渡辺治氏の発言です。渡辺氏は、60年代ころから「基本法の性格が変わってきた」と指摘しています。つまり「特別に重視すべきだと考えられるにいたった政策領域に基本法をまず設定して、それについては特別の行政上の配分、公的資金の配分をそれでもって正当化する」という手法がとられてきている。文科省は、教基法にこのような性格をもたせようとしている。「具体的には、新しい教育基本法のなかに教育振興基本計画を策定することを謳い…、文部科学省が推進しようとする新しい格差的な工

リート養成のための教育改革のための財政的な保証を正当化しよう」としている、というわけです。教基法が改正されれば、そういった機能を新教基法が果たすことになるだろうというわけです。

私も、雑誌『世界』に寄せた論稿などで、次のように論じました。「基本法 基本計画」のスキームは、政府肝入りの審議会答申等を《隠れみの》として、実質的に官僚主導で策定される国家計画が一定期間の政策・行政を《先取り》するという事態をもたらす。「計画」が「法律」よりも上位にたち、逆に立法や予算編成を誘導するという事態である。このような事態を、ある憲法学者は「計画国家」あるいは「計画行政」と呼んでいるが、そこでは、国民代表機関であり唯一の立法機関である国会が、計画の策定に関与できず、すべて行政機関に《丸投げ》とされる。具体例として「科学技術基本法」にもとづく「科学技術基本計画」の場合をみると、01年度からの第2期計画には、24兆円もの膨大な国家予算が投入されているが、計画にもとづく重点研究分野の指定や予算の配分あるいは研究評価システムの構築などは、すべて内閣府にされた総合科学技術会議が担当している。その総合科学技術会議には90人もの省庁からの出向者が事務局スタッフとして送りこまれており、計画の策定から実施にいたるまで官僚主導が貫徹している。このように「基本法 基本計画」のスキームは、きわめて反憲法的な事態をもたらす。

国立大学法人法について、その立法手法の違憲・違法性という問題についても指摘しておきます。同法の制定は、立法作法ないし立法手法という点からみても、憲法規範に反するところがあります。問題は2つあります。

1つは、法人法案が閣議決定される前、あるいは与党審査に付される前の段階で、文科省が全国の国立大学に「中期目標」「中期計画」の「原案」作成を指示していたという事実です。これは、立法府の審議権を無視したやりかたであり、明らかに行政府の越権です。もう1つは、衆議院で10本、参議院では23本も採択された附帯決議の問題です。とくに参議院の23本の附帯決議というのは、おそらく国会史上でも初めてのことだろうと思います。多数の附帯決議がついたこと自体、この法律の問題性を浮き彫りにしています。6月に出さ

れた教育法学会会員有志の声明でも、「付帯決議によつて加えられた修正は、法律ではないがゆえに、法の執行の段階で考慮されることなく、修正としての意味を持たない場合が多い。付帯決議によって国民代表の意思が法律の執行段階で反映されると考えるのは幻想である」と、その問題点を指摘しています。附帯決議がついたこと自体が、この法律の欠陥を象徴しているのです。

教基法の「改正」問題について、もう1点だけつづけます。そもそも教基法改正の話が持ちあがったのは、2000年の12月に出された「教育改革国民会議」の最終報告からです。この「教育改革国民会議」というのは、故小渕首相、次いで森前首相の私的な諮問機関であり、正規の審議機関ではありませんでした。また、そこでの議論は非常に低級なもので、教育学者の佐藤学氏から「飲み屋談義」と酷評されるようなしろものでした。そういう低級な議論の末に、教基法の「見直し」の提案が突如として出てきたわけです。その後、文科省は「国民会議」の提言を受け、これを具体化する法案を次々に提案します。これらの、いわゆる「教育改革関連6法案」は、2001年の国会ですべて成立しています。この法改正により、「不適格教員」の排除、問題児童・生徒の出席停止、「奉仕体験活動」の導入などが定めされました。これは、明らかに教基法「改正」を内容的に《先取り》するものです。この間の経緯は、まったく国民に責任を負わない私的な諮問機関の提言したものが立法化され、教基法の実質的な改悪が行われる、という由々しき事態が進行していることを示しています。

いいたいことは、まだたくさんありますが、時間がありませんので、ひとまずこれで、私の問題提起を終わります。（拍手）

【司会】 どうもありがとうございました。ただ今の話について、特に短い質問がありましたらお受けしたいと思います。

それではこれから討論をということで行きたいと思いますけれども、たくさんの方に発言していただきたいと思いますし、5分を超える場合には、あらかじめ、前もって予約するということでお願いしようかと思います。

最初にちょっと、朴先生に質問したいんですけども、軍事政権から新自由主義へということで、いきなり山から川へとおっしゃいましたけれども、しかし私が聞いたところでは、教授組合というのが合法化されていないというふうに聞きました。それは新自由主義とは相容れないものだと思うんですけども、その点で教授組合の活動はどういう制限があるのか、あるいは実際に解雇の危険とかあるのか、そういう組合の活動の条件というものについてお話しいただければと思います。

【宋】（校正未了）

【司会】 どうもありがとうございました。それではご自由に発言をお願いしたいと思いますが。すみません、マイクを回してください。

蔵原清人氏（工学院大学）

【蔵原】 工学院大学の蔵原です。私は私立大学の所属で、私立大学の組合の東京私大教連が設立している高等教育研究所の事務局長をしております。きょうの発言は個人の責任でさせていただきたいと思います。

<国立大学法人制度の問題>

プリントの用意をしていただきましたのでそれを見せていただくこととして、要点だけお話ししたいと思います。1つは4ページ目からのところで、国立大学法人と学校法人の比較検討ということで先日研究会を行いました。法案全体の問題については既にいろいろな方が議論されているとおりでその点について私も全く異存はないですが、教育法学の方にあえて言うとすればこの法律の条文の検討をぜひ専門家の立場でやってほしいと思います。私はもともと数学教育の研究者ですけれども、高等教育の研究をしなければならなくなっています。是非専門の方が研究を進めてほしいと思います。また私立学校の学校法人の制度の改革ということで、今、文科省の大学設置・学校法人審議会で検討を進めていますので、それへの対応も急がれます。

前には国立大学の関係者の間で国立大学法人になると私立と同じになるという見方がありましたが、国立

大学法人は私立の学校法人とはかなり違う組織だということをはっきりさせてほしいと思います。国立大学法人は学長の権限が非常に強いということは既に指摘されているとありますけども、これは私立の場合の理事長と兼務という程度のものではないということです。つまり国立大学法人の学長の立場というのはオールマイティーで、理事も全部学長が指名できる、ほかにも評議会、協議会の委員も学長が任命できるというシステムです。学長が直接かかわらないのは監事の選任ですね。監事は文部科学大臣が任命するというシステムになっています。私学ではそんなことはありません。私立学校法の規定では、理事長が先ではなくて、理事が先で、そのなかで理事長を互選するという形ですね。ただオーナー大学では、実際的にはワンマン経営者がたくさんありますけれども、制度論での位置付けとしてはそうなっています。

国立大学法人では経営評議会とか教育研究評議会がおかれています。これらは学外者の参加という点でも問題はありますが、私立と比べて1つ大きな点は経営協議会も教育研究評議会も法人機関だということですね。私立には評議員会というのもありますけども、それは学校法人の経営に関する話であって教育研究のことはやらないのです。けれども国立大学法人では法人機関である教育研究評議会があつて、そこで教育や研究の基本方針を決めるということが決められています。このことはどういうことなのか、非常に大きな問題だろうと思うんです。

今の日本の学校制度は、設置者と設置される学校を基本的に区別しているのですけれど、今回のこの国立大学法人の制度は設置者と設置される大学の区別をしておりません。国立大学法人法の第2条に「国立大学を設置することを目的とする法人」と書いてありますが、これは私に言わせれば全くのごまかしで、第1条には「設置し、運営する」ということが入っているわけですね。ほかのほかの条文をすべて検討しても、国立大学を運営するというところまで国立大学法人の責任に入れています。これは私立ではない規定です。もちろん実態としてそのようにやっているところはありますけど、現在の制度はそうではないのです。

私立学校の経営陣はこの国立大学法人と同じように、私立学校の学校法人の仕組みを変えたいと思っていま

すので、国立と同じように理事会なり役員のレベルと教授会との関係、権限関係いかんということが、すぐに問題になると思います。今でも現実には多くの私学でそれが問題になっておりますけれども、そういう意味では国立大学法人の規定は非常に進んだというとおかしいですが、今の政府の言っている改革の方針は今後の大学の直面する方向を示すものであるということを見ていきたいと思います。

それから、学長選考会議というのもあります。これはレジメに書くのを落としたことですが、これも法人機関ですから、今まで大学側が選考した学長を任命するという形ですが、国立大学法人では法人機関が学長を選考するという形になります。法律上からは学長選考に大学の教員、職員が参加するということは予想されていないということですね。こうした状況の中で大学の自治をどう確保し広げていくかということが大きな課題になると思います。

財政の問題でも私学と全然違う点はいろいろあります。1つだけ言いますと、私学の場合、もし学校法人を解散しますとその財産は最初に寄付した人たちが取り戻すということができないシステムができているんですね。ところが国立大学法人法を見ますと、準用される通則法で廃止については別途法律で定めるということになっていますが、中期計画終了時の剩余金の処理など最終的な残余が出たときには国庫へ納付するというようなことがあります。そういうことを見たとき、もし万が一、国立大学が廃止されたときにほかの大学と統合するということはあるかもしれませんけども、そうでない場合に廃止される国立大学の財産をすべて国庫に回収する可能性があることになります。

私立の場合にどうなっているのか。学校法人の定款を寄付行為といいますが、それらの財産は寄付をしたんだということが前提です。それで、いったん教育文化の財産として支出しているものは、社会全体のなかで教育や文化のためだけに使おうという考え方があるんですね。だから私学の場合、残余財産はどこか引き受ける学校法人に引き渡す、そのような学校法人がないときにはいったん国庫に入ってそのあとまた教育研究のために支出するというところまで法律で規定されています。しかし国立大学法人法にはそういう規定が全くないのです。

<今後の運動の視点>

以上のような理解を踏まえてのことですが、2のところの、「今後の運動に必要な視点は何か」というところで、3つほど書かせていただいております。

1つは、今の国立大学法人制度の下での制度的保証はないのですが、その中でも大学の自治というものをどういうふうに追求するかという問題があると思います。どんなに学長なり役員なりの権限が強くても、大学というのは実態的に教職員、学生が動かなければ進まない組織だと思います。そうでなければ教育研究ができない組織ですから。国立大学を国立大学法人にしても、そこを排除して専断的な運営をするということまではなかなか行き切れないというのが、この制度の推進側にとっても大きな困難だと思います。国立大学法人では法の上では教育研究評議会や経営協議会、あるいは役員会という名前が出ていますが、実態的には学長がすべての権限を握っていますので、学長とその大学の教授会との権限関係というものがすぐに問題になってきます。学校教育法の59条を改正して教授会の権限を縮小しようという動きもありますが、少なくとも現在は、重要事項は教授会で議論しなければならないわけで、教育研究評議会の課題、業務として書かれているような、例えば教育課程編成の方針を決めるとか、人事問題をやるとか、そういうことを全部教授会から取り上げるということは、これは今の法律関係としてできません。それから実態としてもそうすることは無理ですよね。そうだとすると、教育研究評議会が決める前に教授会が意思表示をし、それに基づいてその意思を尊重して教育研究評議会が決め、また学長がその決定を尊重するというような縛りを考えることが必要ではないでしょうか。これは行政との関係でどこまでできるかという問題はありますけれども、そういうことも含めて大学の自治論を深めることが必要ではないかということです。

それから2つ目は、高等教育に対する国の責任を明確に追求するということを書いています。学校教育法第5条との関係で財政は設置者の責任ということで、設置者が国立大学法人になったから国はお金を出さなくなる、国立大学法人が財政の責任を持たなければならなくなるという議論があります。確かに政府はそ

したいのでしょうか。しかしこれは法律の文言から見た形式的な議論に過ぎないと私は思います。ここに入りこんではいけない。こうなれば私立大学の国庫助成というものも根拠がなくなるわけです。同じように国立大学法人の財政も国が出さなくていいということになるのではないかでしょうか。

国立大学法人法をよく見ますと、あくまでも実態としては国が設置し、國の方針、目標に沿った運営をすることが要求されています。国が実質的なオーナーだということを否定しようがない規定ですね。それがいいかどうかは別ですが、このことは学校教育法第5条の規定をどう読むかにかかわらず、実態的な設置者として国がある以上は国が財政を負担するというのは当然のことでしょう。それが国民的な常識の線だと思いますがどうでしょうか。

それで、国立、公立の問題は、私立も実態的にはそうなんですが、教職員と設置者当局との関係の内輪の戦いにしたらなかなか勝ち目はないですよね。それでだれを味方に引き入れるかが重要になりますが、学生とか卒業生、地域の人たち、社会の人たちにどう支持してもらうかが大切になります。また労働条件を改善する組合の役割が重要になります。それを通じて教育研究および生活の条件の改善につながります。そのとき、国が国立大学の設置について実態的な責任を負わないシステムとして運用することはとんでもないという声をいろいろな社会層から出さなければいけない。そのことが今後、非常に大事になっていくのではないかと思います。

今のこの国立大学法人という構想は、実態的には政府の特殊法人としての位置付けにすぎないのではないでしょうか。要するに国立大学法人は政府の行うべき施策の丸投げ機関でしかないわけで、国立大学というものの実質的な運営をどう考えているか、というよりほとんど考えてない制度設計ではないでしょうか。もちろん教職員の側がそれを認めるかどうかというのは別な話です。実態的にはあくまでも教職員や学生が取り組まなかつたら進まないのが大学ですので、そのことを強く主張する必要がある、アピールする必要があるのでないかと思います。

それからもう1つ、今度の法律は政府の判断だけで国立大学の存廃が決定できる仕組みになっています。

歴史的に見たときに、これは明治からの官立大学の実態と全く乖離する制度設計ですね。つまり、今ある国立大学というのは、大部分のところと言つていいでしょうが、地方の公立専門学校が移管されたものです。さらにたどれば私立から移管したものもあります。このような地域の民衆の財産が結晶したものを国に運営してもらう（財政の負担をしてもらう）ために戦前では官立大学、戦後は国立大学になったのです。だとすればその存廃を政府の政策判断だけで決めることが妥当かどうかという議論を起こさないといけないのではないかでしょうか。つまり、地域にとってその大学は不可欠の存在なんですよ。国立大学は歴史的にみたとき地域の力によって形成されてきたのです。だから国民のみなさんはみんな支持をしていたわけです。もちろん私立だってそういう面もありますが。

ですから、そのところ、国立大学だから、国や財務省が大きな力を持っていると見たらもう最初から負けですよ、負け戦をやることでしかないと思います。そうではなくて国立大学の廃止は国民の財産を勝手に処分して、財務省が回収し何に使うかわからぬという使い方になるのです。こうしたやり方でいいかどうか、そうではなくて国立大学の存廃は地域の自治体や住民、諸団体、機関などの総意によって決めるべきだという思うのです。このことは強く問題を投げ掛けなければいけない。

国立大学法人の問題として教職員の身分ということも重要な問題ですが、国民に対して問題を投げかけるとすれば以上述べた3つのことを特に訴えたいと思います。

<運動の進め方に関して>

運動の仕方についてもいろいろ書きましたけども、ここに書かなかつたことを1つだけ申し上げます。私立もそうですけど、自分の大学の良いところはどこなのかということを、自信を持って言う、これは管理者だけじゃなくて、一般教員なり、組合なりがしっかりとそこで主張しないとなならないと思います。今、世間はどういう目で大学を見ているかというと、自分の大学のいいところが言えない大学は大したことじゃないという評価を、冷酷に出しています。たとえば国立の今までそうですが、学生募集しなきゃいけないとい

うときに、募集されるほうの学生、受験生たちはほかの大学と並べて見ているわけですよね。だから、ほかの大学をけなす必要はないけど、自分の大学の特徴はここにあるということを言わなかつたら、大した特徴もない大学だって、みんな見ますよ。これは国立だって同じです。

私は大学で白書の編集委員をやってますけれども、会議を開いても自分の大学のこの間の活動でいいところという話が会議のなかでなかなか出てこないです。これでは自分の大学をアピールしようにもできません。（中略）それぞれの大学が今までつぶれなかったということは、それだけいいことをやってきて実績が評価されているから受験生が来ているんですから、それはどこにポイントがあるかということを明確に出さないと、これから先、大学は国民から見放されるのではないかでしょうか。

国立大学法人化の反対運動の初期の段階では国立大学法人化もいいじゃないか、少しいじめてあげれば、私立はもう前からやられているからお手並み拝見という気分も正直言って私立大学の教員の中にありましたけど。もちろんこれは問題の所在がわかっていないからですが一般的の国民の感覚も同様ではないかと思います。ですから国立大学が、明治からどう地域に貢献して日本の文化や経済、教育やそのほかを築き上げてきたかということを、自信を持って言ってほしいんです。言わないとみんなわからないのです。もしかして、一番わかっていないのはなかにいる教師たちかもしれません。自己改革という意味ではそういう認識の改革が必要だと思うんですけど。

大変失礼なことを申し上げましたが、日本の大学というものがどう役割を果たしているかといえば、世界のなかでもすごく大きな役割を果たしていると思います。しかし大学人が自信を持ってないと、政府や財界から言われたらそうかなと思っちゃって、変な形の改革に向かって舞い上がって進む、お先棒をかつぐのが出てくるんだと思うんですね。今まで日本の大学が着実に積み上げてきた成果を発展させるという視点を持たなきゃいけないのではないでしょうか。大学のもつている図書とか標本とか、ネットワーク、人脈とかそういうことすべてが国民の財産です、市民の財産だと思うんですね。そういう点での認識を国立も公立も

私立も、すべての大学教員が高めて、今後の活動を連帶して進めたいと思っています。（拍手）

【司会】 ありがとうございました。櫻井議員がお見えになりました。ご存じかと思いますが、参議院で問題の本質を暴く質問をしていただき、唯一審議を止めた櫻井議員です。それではお願いします。15分で。

櫻井充氏（民主党参議院議員）

【櫻井】 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました、参議院議員の櫻井充と申します。よろしくお願ひいたします。小沢先生に、ちょっとこここの場所がわからないんで、入り口辺りに来ていただきまして、その間に言われたのは、遠山さんがお辞めになるときに、「国立大学の独立行政法人化のところでちょっとめましたが」という、そういう質問が記者から出たそうとして、そのときに「若い人が、なんか変な質問で、何を言われたのかよくわかりませんが、そういうことがあったので」と、そんなようなやりとりがあったようです。ちょっと考えていることをざっとお話ししますが、まず私はやはり今の流れをなんかと止めないといけないと思っております。問題なのは、なぜ皆さん、やはり今回のこと止まらなかつたのかということを、あらためて考えていただきたいと思っております。

なぜ負けたのか

先日東北大の教職員組合の方々が私の事務所を訪ねてきてくださいまして、話をした中での第一声が「今回はこの制度の改革のなかで、これからやっていくことは、雇用をいかに守るかだ」というお話をされました。そのようなことを言われると、私はこの運動に参加したくなくなります。こんなことを言ってるから、だれにも相手にされないんですよ。こういうことを議論することではないはずです。そしてもう1つ出てきたのは、今の制度設計のなかでは、この学長では駄目なんだという愚痴ばかりです。これは、制度と運用は別です。制度と運用を混乱して「なんとかだから駄目なんだ」というのは、制度上の問題なのか、それともそこにいる人たちの問題なのかということを分けていただかなくては。つまり、その愚痴を聞かされても、

もし私がそこで学長に対して、こうしなさい、ああしなさいということになつたらどうだと思います。これこそ大学の自主独立を侵すことであって、われわれはそういうところに口出しをするべきことではないんです。われわれがやらなければならないのは、今の制度上にどういう問題があるかであって、そこにいる人がどうなのかということは、われわれは関知するべきことではございません。

そしてもう1つ、今、お話がありましたけれども、その私立は今までいじめられてきて、国立はということで、一般の国民の皆さんには、どういうことになるかというお話をされました。私はそうじゃないと思っているんです。国民の皆さんには、この問題知りません。何が問題なのかをわからないから、声が拳がってこないんですよ。先生方、ここは大事なところとしてね、今回なぜ負けたのかということ。野党の場合は、「みんなよく戦った」と言って、「まあみんなでここまでやつたからいいか」みたいな話ばっかりよくしているんですが、負けは負けですからね。何1つ勝ち取っていないですから、こんなもんは。接戦しようが何しようが負けは負けです。そういう意味で、負けた人たちが「よくやつた」なんて、つまらない議論しても私はしようがないと思う。大変申し訳ない。それですよ。何も変わっちゃいないんだから。

そこで、一体なんで問題だったのかと言いますと、これは私なりの分析ですが、要するに国民世論を喚起できなかつた。たつた1点ですよ。なぜ国民世論を喚起できなかつたのかというのは、知らないからですよ。なぜ知らすことができなかつたのかというと、私はその東北大の教職員組合の方々のお話を伺いすると、自分たちの問題でしかなかつた。そこにしかしなかつたというところが、最大の問題。もっと言えば、じゃなぜ国立大学は必要なんですか。私立大学に全部しちゃ駄目なんですかと。もう1つ根本的に帰つくると、日本の高等教育って何のためにあるんですか。それをどこでやるべきなんですかという議論であつて、そういう根本的なことを問い合わせていかないから、結局は変わらないんだろうと私は思うんですね。

今の学生さんたちが、国立大学がこういう形でなくなつたら、どれだけ高等教育を受けるのに不便なのかということを、もっと話をするべきですね。これだけ

の損になるんですよということを、あなたの息子さんがこれから、例えば東京大学なら東京大学を目指しているけれども、今までの東京大学とはこれだけ違ってきますよ。これだけ大変なことになるんですよ。このグローバルな社会のなかで、世界の大学と、アメリカならアメリカの国立大学、ヨーロッパならヨーロッパの国立大学、もしくは高等教育でもいいと思いますが、その高等教育を受けた人たちと、これから日本で高等教育を受けた人たちが、これだけ差が出てきますよ。そしてもう1つは、日本の経済を支えてきたのは、安い労働力と優れた技術力であって、その優れた技術力が出られなくなるから、大変なことなんですよとか、もう少し全体として、国民の皆さんにこれだけの不利益があるんだということを、明確にしていかなきゃいけないんですね。そのことをもっとわかりやすい言葉で伝えていく必要性があるんだと思います。

国立大学の役割

これからは、単純に言えば例えば授業料かどうかしていくかだと思いますね。例えば、変な話ですが、文化系で、文学部の授業料と言っても、たかが知れているんです、われわれから言わせてもらうと。これは怒られるかもしれない。なぜか。医学部とか歯学部と比較したら全然違いますからね。これは私立大学の医学部や歯学部しかなくなってしまったら、申し訳ないけど貧乏人は医者にはなれないってこと。こういう私立大学並みの授業料になってしまったら、そういう問題が起こり得るわけですね。ですからその辺のところをもう少し、あまり極端な例かもしれません、とにかくわかりやすく伝えていく必要性があるだろうと思います。あとは地域に対して、本当に必要かどうかという議論になった場合には、これはただし公立大学にしてあって、地域の大学にするのか、国立の大学にするのかという議論だと思います。

私は国立大学というのは、この国の真のリーダーを育てるために必要なあって、真のリーダーで、本当の意味でのエリート教育をすべきなんだと思う。すぐエリートというと、勉強できてなんとなく威張ってというイメージがありますが、そういうのはエセのエリートでして、この国民の皆さんリーダーとして、どういうことをやっていかなきゃいけないか。リーダー

たるはどういう人間なのかという、人間教育までした上で、そのエリートを育ててこなかったから、ですからエリートというと、なんとなく鼻持ちならないやつということになっちゃうんだと思うんですよ。国会議員になって直後、マレーシアに行ったときに、将来の大統領になるべき人なんでしょうが、もうほんとにエリート教育されているんですよね。あっちこっちに留学して、そして人の意見を聞いて、こうこう、こう考えるっていうことを随分言っておられましたけれども、そういう人材をこれから育っていくところが、本来は国立大学のはずなんですよ。そういう教育ができるかどうかということ。そしてそういった教育をできる教育者を、その大学に置くことができるかどうかということが、根本的な問題だと思うんですね。そのことが成し得ないから、こういった問題は駄目なんだということで、私は1つ、議論立てていかなきゃいけないんじゃないかと思っているんです。

もう1点は、やはりそうは言いながらも、今度は国立大学で働いている方々が、こういうやり方で十分にその仕事、研究ができるのかどうかということの議論をきちんとやっていくべきだと思っております。今回の国会での議論を皆さん見ていただいて、どうだったでしょうか。私はほとんどほかの議員の質問は聞いておりませんが、要するに一般論で、青年の主張だけしているだけですからね。要するにこういうことだから、駄目なんだとか、中期目標がなんとかだから文部科学省のいいなりになるんじゃないとかとか、そんな、なんて言うか、申し訳ないんですけど、抽象的な言葉で言われても、文科省は痛くもかゆくもございません。では何かというと「考え方の違いですね」と言われて終わりなんです。そういうことじゃない。彼らを詰めていくためには証拠が必要です。つまり、この証拠というのは、実態に合っていないじゃないかと。おまえらが言っていることがいかに嘘つきかということを、示すべく証拠があるか、ないかです。

「中期目標」作文の強制を追及

今回、小沢先生はじめ、皆さんのおかげで、あの資料いただきました。私はあの質問に立つに当たって、櫻井よしこさんから「なんとかしなさいよ」と言われて「はあ」となんとなく答えてそれから勉強し始めて。

もともと、大学は、私は東北大学の第1内科で10年ほど研究しておりましたが、研究者から、大変なことになっているということはずっと聞いておりまして、機会があれば質問したいと思っていましたが、とにかく櫻井よしこさんから、こういう形で「あんた、なんとかしなさい」と言われて、なんとかしなさいと言われたんで、なんとかしようと思ったんですね。それでなんとかしようと思っているなかで、やはり今大変な話を聞いていると。とにかく中期目標、中期計画を書かされているというところでして、だったらそれを強制的にやらせているという資料がありさえすれば、こっちの勝ちだなと思ったんですね。ですからその資料を探していたところ、仲間が全然持っていましたが、それを小沢先生からいただいたんで、ああいう形で議論として勝てました。今後は、問題になってから、そういう証拠をどんどん挙げてくれれば変わることです。

今まで、なかであきらめて皆さん「しょうがねえな」って思いでやってらしたかもしれません、同じく国会議員の税金で食ってますから、使ったほうが多いですね、うまくね。そのときに使うべきことは、文部科学省が言っていることとやっていることが、いかに違うかということの証拠をいただきたい。これさえあれば、われわれは勝てます。そういう形で、責めていくことが可能になりますが、役所とやり合いをしていて、いろんなことをやっていて、証拠がない場合にいくら、どんなに正論を吐いても勝てません。もしくは、一般的に言ったときに、やはりどう見てもおかしいですねということを、声を挙げてくれるような内容でないと、なかなか勝てません。

具体的証拠で議会と役所を動かす

例えば、ちょっと全然話違いますが、学校保健法に準用保護規定というのがあります。学校保健法。どういう規定かというと、生活保護までいかないけれども、その生活保護よりも少し収入の多い子どもたちというのは、ある特定の病気は全部医療費がただになるという制度なんです。ところが内科的な疾患とか、いわゆるわれわれが見ている医科的な疾患に関しては、中耳炎なら中耳炎という病名があって、あとは治療法は何も規定されていない。ところが、歯科の場合は、虫歯

と書いてあって、乳歯は抜歯。それから永久歯にはアマルガム、デイジンとかいろんなものを充填する。これしか認められてなかったんですね。これ現実に合ってないんです。今、乳歯抜歯なんてしませんからね。ちゃんと削って詰め物をするという、そういうことをやっているわけでして、これは実態に合いませんねということを何回も言いました。これは文部科学省なんですけれども、やっぱり、学校保健法です。最初は認めませんでした。ところが、こういうときだけ心強いんですが、自民党の議員が、みんな「おかしいじゃないか」「現実に合っていないじゃないか」って、声をガンガン、ガンガン言ってくれるものですから、役所も、「いや、合っていません」としぶしぶ認めてくれました。しぶしぶ認めましたから、次の委員会で遠山さんに「いつからやるんだ」と言ったら、「来年度からやります」と認めさせられるんです。

つまりは状況証拠がなくても、一般的に見たときに、これはおかしいですねと。そういったものを示せさえすれば、これはこれで制度を変えていくことは可能です。ですから、ここの部分がおかしいとか、こういうところで困っているんだということがあれば、その証拠になるものがあるか、一般的にみんなで考えて、どう見たってこれは常識から外れているでしょうという、そういうものをいただければ、ここは変えていけるんだと思っています。

なぜこういうことを言っているのかと。要するに制度を変えるために、これからどうするのかという運動が1つ。それから制度はもう仕方ないので、この制度のなかで、どれだけ自分たちにとって、よりよい運用ができるのかどうかというのが1つ。運動は2つですよね。大きく言えば2つです。残念ながら、政権でも交替しないかぎり、今のまま多数決をやり続ければ、制度を変えることはできませんから、ですから、残念なことですけれども、今のところ、来年の4月から始まるその制度が皆さんにとって、少なくともその制度設計下では最良になるように運用されるべきことが大事です。ただこの運用は、文部科学省の押しつけで駄目になっている部分と、学内の人たちのそのメンバー構成によって駄目になっているものと、これはまた2つに分けなければいけません。われわれがお手伝いでいるのは、文部科学省がうそつきでぐりぐり、ぐりぐ

り言ってきているようなこと。なんでしたっけ、雇用保険じゃなくて、何かの制度。

【　】 労働安全。

【櫻井】 労働安全基準って言いましたっけ。

【　】 安全衛生法です。

【櫻井】 衛生法。あれは間に合わせると言っていたはずですよね。これが間に合わなかったときにどうするかという話ですね、ここは。これは極めて大きいところですよ。典型的な例を挙げますとね、そういうところは役所が嘘をついていたわけですから、それでスタートさせるのかという議論はできるわけですね。それと、同じようなことをぜひ挙げていただければ、こういう実態で、ここは国会でこういう答弁があったにもかかわらず、守られていないんだからおかしな話じゃないかということは、われわれが国会でお手伝いできます。

「質問主意書」によるチェック

もう1つ言うと、国会での議論が十分だったかどうかです、皆さん。そして今、またずっと経過をしていて、ほんとによかったかどうか。われわれを使っていただきたいのは、辻下先生を中心として作ってくださったなんでしょうが、質問主意書、私が提出して、答弁をもらっているんですね。だから、今からでも、まだ質問はできるわけですよ。こういうことに関して、果たしてどうなんですかということで文書で質問して、文書で答弁が返ってくる。あれは閣議決定されて、総理の名前で返ってくるものですから極めて重い決定なんです。委員会などで質問しているよりもはるかに重い決定です。ですから、あの質問主意書の重さを考えてくれれば、皆さんいまだに疑問がありなんだと思うんですよ。ぼくは辻下先生に、あの質問主意書だけで終わらせないで、この際再質問してくださいねというお願いをしています。これは国会の会期中しか出せませんので、今回の国会は10月10日で解散になりますから、ここまでしか出せません。ぜひ、10月の頭ぐらいまでに取りまとめをしていただいて、今のなかでの問題点が、どういうものがあるのかどうかということを、ぜひ検討していただいて、また質問にして送っていただけれど。そうすると、そこで文部科学省がまた答

えてきますから、それが実際運用されるときに本当にきちっと運用されるのかどうかということがチェックできます。そういう形で、なんとか、少なくともこの制度下でやれるようにしていく必要性があるんじゃないのかなと、そう思います。

国会そのものを変えなければ

すみません、最後に、やはり皆さん、選挙に行かれているでしょうか。国会議員は変えなきゃ駄目ですね。申し訳ないけど。あの質の低い議論を展開しているんですから、官僚に勝てるはずがありません。官僚に勝てる政治家を育てない限り、この国は変わらないんですよ。官僚を育てるために、東京帝国大学ができあがったわけですね、確か。ですから、われわれが国会議員が太刀打ちできないような官僚制度をこの国はつくっていくという方針は、この東京帝国大学の設立によって、その趣旨をきちんと、なんて言うんでしょう、守られているって言うんでしょうかね、それが確保されております。しかし今の官僚政治を壊すとしてくれば、その彼らよりももっと議論がきちんとできて、なおかつ問題が整理できて、もう1つ大事なことは、白紙のキャンパスの上での議論なんていいうのはだれでもできますから、現場に帰って、国民の皆さんとの声を聞いて、その問題点をきちんと把握した上で、そしてそれを処理できるような資料、ぼくは内科医ですから、医者の立場で言うと、「治療」ができるような国会議員をぜひ選んでいただきたいなと、そう思っています。今回の問題に関して言えば、われわれ野党が政権を取れば、間違いなくあの内容を変えます。ただし、あれだけの問題じゃありませんから、この国というのはですね。そういうチキンなことだけで考えないで、ぜひそういう国会議員にこの国を委ねていかなきゃいけないのかということを、考えていただきたい。そうでなければこの国は変わりません。あきらめている方々が随分いらっしゃいますが、あきらめいたら何も生まれませんし、黙ってちゃ何も変わらないですから、ぜひ医者と政治家は選んでいただきたいということで、お願い申し上げまして、すみません、いつもながら勝手に話をさせていただきました。どうもありがとうございました。（拍手）

【司会】 どうもありがとうございました。せっかく

ですから、何か質問があれば。

【櫻井】 そうですね。何、この野郎って、ご意見いただいても結構ですよ。（笑）

【豊島】 ちょっと本題からはずれますが、今回、国会をずっと注目する機会があったんですが、不思議なのは、「審議」と言いながら、質疑ばかりなんですね。それで、委員同士の討論というのが全くない。「討論」というと採決を前提にした弁論大会ということですけど、これ、なんとかならないもんでしょうかね。

【櫻井】 委員同士の議論というのは、基本的には政党間、政党の中でやってますので。

【豊島】 委員同士ですか。

【櫻井】 ですからその場面に本当は、うちの文教のメンバーは、この問題に関してどなたを呼んで意見を聞いたのかわかりませんが、そういう場に先生方いらっしゃったんですか。

【小沢】 自民党のあれ・・・。

【櫻井】 ですから、野党のときにも、野党の人たちを呼ぶメンバーが間違ったかもしれません。いや、呼んでいるのかもしれませんから、そこはなんとも言えないんですけども、そういう委員同士が議論しているようなところに、ぜひ来ていただいて、ここは違うんだとか、こういうことを考へてくれというような形でやっていただけると、もう少し違う議論というのが見えるかなと。

【豊島】 いや、正式の委員会の場でですね、正式の委員会の場で、討論と称して弁論大会となってしまって、野党と与党との間の論戦というのが、実質的ないという問題です。

【櫻井】 今のところの議員内閣制度の制度設計で言うと、野党と与党が議論するという仕組みにはなっておりません。これは野党と与党が議論するのではなくて、内閣と議員がやりとりをするというのが議員内閣制の在り方ですから、あとは与党というのは内閣を支える立場になっておりますので、結局のところは、与党の議員というのは基本的には内閣の意見と一致しておかなければいけないはずなんです。これはイギリスの場合などは、国會議員の3分の1は内閣のなかに入っていますから、まさしくそれを代弁しているという形になっています。日本の場合は若干違つてまして、

自民党の総務会を経ないと、実は意思決定ができないという場合がほとんどです。ですから権限の中核というか、それが2つ分かれているというのはちょっとおかしな話なんですが、今の議員内閣制で言うと、与党と野党の議員が議論するという立場には、なかなか委員会上ではないんじゃないのかな、そういう感じがしています。

【司会】 どうもありがとうございました。ほかに？

【岡山】 先ほど、国立大学はエリートの養成に特化すべきだといったような話をなさったと思うんですけども、じゃ、普通の大衆の高等教育というのは、どんなふうにされたらいいと考えておられるんですか。

【櫻井】 確かに言葉が足りなかったかもしれません、少なくとも、でもそういったまず目標を1つは持つべきだろうと思っています。そしてもう1つの意味で言うと、広く大衆の人たちが高等教育を受けられるような場も、もちろんこれは必要です。ただ、申し上げたいのは、じゃなんで国立大学じゃなくて、私立大学だけじゃ駄目なのかという議論がまず必要なんだと思うんです。大学をすべて私学にした場合には、一体なぜ駄目なのかと。つまり、この国の教師というか、この国で人材をこういう形で育成していきますという、國の方針が有るはずですよね。そうでなければこの国は運営できていけないんだとか、世界と競争できないんだという、この國の方針が私はあると思っているんですよ。ですからそういった人材をどこで輩出したらいいかという議論として、その部分は少なくとも国立大学で担っていく大きな役割ではないかと思ってます。これが1つです。それでおっしゃるとおり、言葉足りなかったんですけども、私立大学になってしまふと、お金持ちじゃないと医者になれないというところがありますから、低所得者の人たちも含めて、広く多くの人たちが高等教育を受けられるという場はもちろん必要です。その部分は国立大学が担っていくべきことなんだと思います。

ただし、私立大学というのは自分たちの抱負があって、こういった人材を育てたいんだということで、人を集めることであると思うんですよね。カラーとすれば、早稲田がバンカラで、慶應が慶應ボーイと言われるカラー、スマートな人たちが集まつくるんですよという、実際そうなのかどうかわかりませんが、今

はどうなっているかわかりませんが、割とそういう雰囲気というのをかもし出しているところがありますから、私立大学は私立大学で自分たちの校風というものがあって、そのところに合った人材を育成していくんだろうと思うんですね。その意味で、国としてどういう人を育てていくのかということを、私は国立大学というからには明確にすべきではないかと、そう思っているわけです。ですから、ちょっと極論を言い過ぎたと思っています。ごめんなさい。

【司会】 それでは時間も残り少なくなりましたので、今後の運動の在り方などについて、ご自由にご意見をいただきたいと思います。例えばどういう目標で運動を進めるのか、法案の廃止ということもありましょうし、あるいはこの制度ができるだけ無害のものにするにはどうすればいいというのもあります。あるいはそれを担っていく組織、ネットワーク、そういうものをどうするかというようなこともあると思います。よろしくお願ひいたします。

田端さん、お願ひできますか。小沢さんの指名。

【田端】 (校正未了)

【司会】 どうもありがとうございました。ほかに？

【豊島、司会】 ちょっとひとこと感想めいたことを申し上げます。第2セッションで宇都宮大学の学長が言われましたが、学長会議で自分が発言すると、飲み会で「私もそう思っていた」と言われることでしたけれども、実は同じことが教授会でもあるんです。私も理工学部の教授会でいろいろ話をしても、その場では少数派なんですけれども、飲み会では「先生はいいことを言わされた」。(笑) じゃなぜ自分が言わないんだと。そういう慢性的な、どこにでもある、恐れと言いますか、何か得体の知れない恐怖心と言いますか、そういうのが遍在していると思います。それがほんとにガンじゃないかと思うんですね。そこをなんか突き破ることができれば大きく変わるんじゃないかと思うんですけれども。

例えば最初にもお話ししましたが、中期目標に関しても、法人法の条文には大学側が意見を言うというの

があります。これはあくまでも大学は自由に意見を言えるはずなんですけれども、どうも私感じるところでは、その中身にまで文科省が介入してきているんじゃないかなというふうに感じるんですね。つまり8月の内容から9月の内容があまりにも変化が激しいので、やっぱりモニターセンターをつくる必要があるんじゃないかなというような感じがしているんです。ちょっと勝手にしゃべりましたが。

【司会】 あとわずかしかありませんが、そうですね、あと10分ぐらいいいでしょうか。35分ぐらいには終わりたいと思いますが、どなたか。

竹田保正氏（日本大学・理工学部）

私大から運動の「第二幕」に関して発言

【竹田】 午後からの参加で、今まで発言することがなかったと思うんですけども、私は私立大学に属しております、きょうの午後の3時半からのセッションで、国立大学の法人法と教育基本法の改正の問題について、新潟大学の成嶋先生の話を伺いました。やはり大所高所から、この国立大学行政法人化法というものが、今後の高等教育、学術に及ぼす負の影響、自由であるべき大学の雰囲気を一変せしめ、大学の死をもたらすといつても良い負の影響を踏み込んで分析し、しかるべき「対応」をしなければならないと思います。

大学、特に国立大学の社会的な役割、高等教育において果たすべき役割、大学の価値、それからやはり長い国立大学の歴史ですね。社会のあらゆる分野に優れた人材を供給してきたということとか、それからやはり、国立大学でなされた研究を再評価しなければならないと思います。特に私は理工系で、専門はプラズマ物理学（実験）なんですけれども、だいたい日本の大学のインフラストラクチャーが、非常に諸外国の大学に比べて貧困であることを身をもって感じています。。そういうなかで、国立大学はずっと戦後、学制改革から数十年かかって緩やかなテンポでありますが、先人が努力して研究、教育を復興してきました。

しかしその陰で巨大科学、原子力等に対する研究投資がどんどんなされていく。そして国際的にみても劣悪な研究条件、あるいは研究、教育予算も含めて、イ

ンフラも含めて、非常に貧困な状態に長年放置されてきました。そして挙げ句の果てに、今このような官僚主導の大学改造（改革ではなく）法案が出てきている。

これに対して私は、大学人として、自分の長い研究（国立大との共同研究）、あるいは教育の歴史を顧みて、どうしても容認することができません。

今度の法律は国立大学の法人化法として出ておりますけれども、省みますと、戦後成立しなかったが「大学管理法」とか、それから「筑波大学法」等々が出ている。大学に対して何か一つの国家統制と言いますが、教育を国家が管理して、特定の方向に国民の教育を誘導するという流れを感じる。そういう教育政策が戦後貫かれてきているように思いますので、やはり大所高所から、国立大学の法人化法が教育基本法に抵触する、あるいは違憲の疑いがあるということを、大学人の良心として、はっきり提起して対応しなくちゃならないんじゃないかなということを、成嶋先生の話を伺いまして、強く感じたものですから、発言させていただきました。（日本大学・理工 竹田保正）

【司会】 どうもありがとうございました。ほかにどうなたか。

-- 中略 --

櫻井充氏（民主党参議院議員）

【司会】 櫻井さんのほうから発言があります。

新しい国立大学の代表機関が必要

【櫻井】 すみません、さっき肝心なことを忘れましたか、国大協ってなんですか、あの組織は。つまり、私が極めて不思議だったのは、国大協というのは任意団体ですよ、調べてみると。任意団体になんて決定権があるんでしょうか。国大協に報告しました。国大協と話をしましたが、全部文部科学省の言う免罪符なんですよ。ですが、国大協は、調べてみると任意団体であって、これは恐らく国立大学の職員の皆さんのが、あれは国立大学の全員の代表者の会議だということを認めてないはずの会なんですよ。つまりその会が、国立大学の職員の皆さん代弁者になっているという今の社会常識をまず壊すことが、私は大事だと思っているんですけど、今回。

なぜそういうことを言っているかというと、こういうシンボリックなことをやらないと、皆さんの意思の統一が図られないからです。まず、外から見ていると国大協はおかしい。それでもう1つ言うと、文部科学省の番犬みたいのが隣にくっついてきているわけですから、ここで学長が自由な発言ができるかというと、それもできない。ですから、もう少し大学関係者がきちんととした形でできる、国立大学、今度独立行政法人になるんでしょうから、独立行政法人全体の意思の決定機関というものを、私は新たにつくるべきだと思っているんです。その上で、そのときに代議員制にします、必ずこういう場合は。ですが、直接請求権と言いますか、直接投票権というのを絶対につくっておいたほうがいいと思っています。新しい組織をぜひつくっていただきたい。

例えば、労働組合なら労働組合、今私は医師会とか歯科医師会見ているんですけど、医師会なんかは、県の代表者がだれになるか、歯科医師会なんかもっとひどいんですけども、どこの大学卒業者によって最終的な歯科医師会の会長が決まるんですよ。だから県のなかでの争いは、何かというと、だれだれを会長にしたいから、どこどこ大学出身者の人を集めなきゃいけないって言って、みんなそうやってやっていて、結局はその歯科医師個人個人のためにこの会があるかというと、全然違う会になっているんですよ。ですから、それと同じようなことをやめるためには何かというと、最終的に大事なことに関して言ったら、全員で例えば、国民投票じゃないんですけど、住民投票じゃなくて、なんて言うんでしょうね、こういう場合は。とにかく直接なんとか投票権を持たせたような形で、実は大学関係者の連絡協議会と言ったらいいのかどうかわかりせんが、その会を1つ組織するべきだと思うんですよ。そのことをやることによって、その組織と、そしてその組織に皆さんのがとにかく反映できるような形にしておかないと、文部科学省と戦えませんよ、これは絶対にね。絶対的に戦えない。連合体になっていけば戦えるはずですから、まずそういう組織をつくったらいいんじゃないかなと、これは私個人が思っていることでして、ただ少なくとも、国大協はなんとかしないといけないと思いますよ、国大協だけは。だって任意団体ですからね。任意団体で、何の決定権もなくして、

その人たちが皆さんのことを考えもせずに、文部省から言われたら反対できなくて、なんとなくすごすごと帰ってくるような、やっぱりそれじゃ駄目ですね。ここだけはぜひ考えていただきたい。

仲間を増やそう

あとは、友だちを集めたほうがいいですね、こういう運動は。要するに大学関係者だけ集まるんじゃなくて、もう少しほかの人たちが来るような会にしたほうがいい。当座受験生かな、受験生というか受験生の親とか、それから進路指導している高校の先生。あとはこうやって内輪でみんなで大変だ、大変だ、なんとかだ、なんとかだって言ったって、このあと外に全然広がっていきませんから、友だちをどうやって連れてくるかということが、極めて大事なことだと思います。これは早急にやらなきゃいけないことですから。要するに大学関係者以外の人たちを、今度集めて、必ず1人、1人ずつ連れてくるとか、そういう形で、これがいかに大変な問題なのかということを広げていくような。もちろんマスコミに乗るのが一番早いことですが、それができないんだったら、それと、地道にほんとにやっていくと、必ず変わってきますから、ここのところは。

自分で法律作っても感じたんですが、野党の国会議員なんか作ったって駄目だろうと思っていたら、全国で100万の署名が集まりました。私が作った金融アセスメント法案というのは、100万の署名が集まつた。700の地方議会が、この法律が早期に制定されるという意見書を採択してくれた。結局金融行政は変わりましたからね、この声で。ですから私が1人で国会でドーンと発言している場合には全然駄目なんですが、私が国会で発言したのが、もう100万後ろにいるというのは、竹中平蔵もわかり始めましたから。700の議会があるというものがわかり始めてから態度変えましたからね、彼は。ですから、今度例えば、国会でこういう問題取り上げて、いくら言ったって「櫻井1人で言ってるんだろう」じゃ駄目なんですよ。その後ろに何百万人の人たちが、国立大学関係者以外の一般の人たちも今回のこれはおかしいんだということを言ってくれるような人たちを集めて、署名活動でもなんでもいい。集めた上で、そういうものをもっと国会なり、何なりでや

る。それからマスコミならマスコミに向けて発言し続けるという、とにかく友だちをもう1つはつくっていくことが大事じゃないかなと。すみません、余計なことばっかり言って申し訳ありません。よろしくお願ひします、頑張りましょう。（拍手）

【司会】 どうもありがとうございました。とても議論が尽きたという状況ではありませんが、時間が時間ですので、これを機会にもっと前進していきますように、いろんな幅広い話ができたと思います。デジタル・レコーディングしておりますので、どなたにもメールで送ることができます。できるだけ早くテープ起こしをして公表したいと思います。何かほかにおっしゃりたい方、いらっしゃいますか。

-- 中略 --

【司会】 それでは長時間にわたりまして、ありがとうございました。それではこのあと、懇親会を予定しております。一応人数は当たっておりますけれども、まだ弾力性はあると思いますので、どうかぜひ、近くの居酒屋でやるようになっておりますのでどうぞおいで下さい。それではどうもありがとうございました。終わります。（拍手）